

# 第2期由利本荘市 DX 推進計画

～市役所は、いつでもどこでもつながる～

デジタルにより、市民も職員も、  
市役所に行かなくてよい社会を  
目指します

2026 年3月

由利本荘市

## 目次

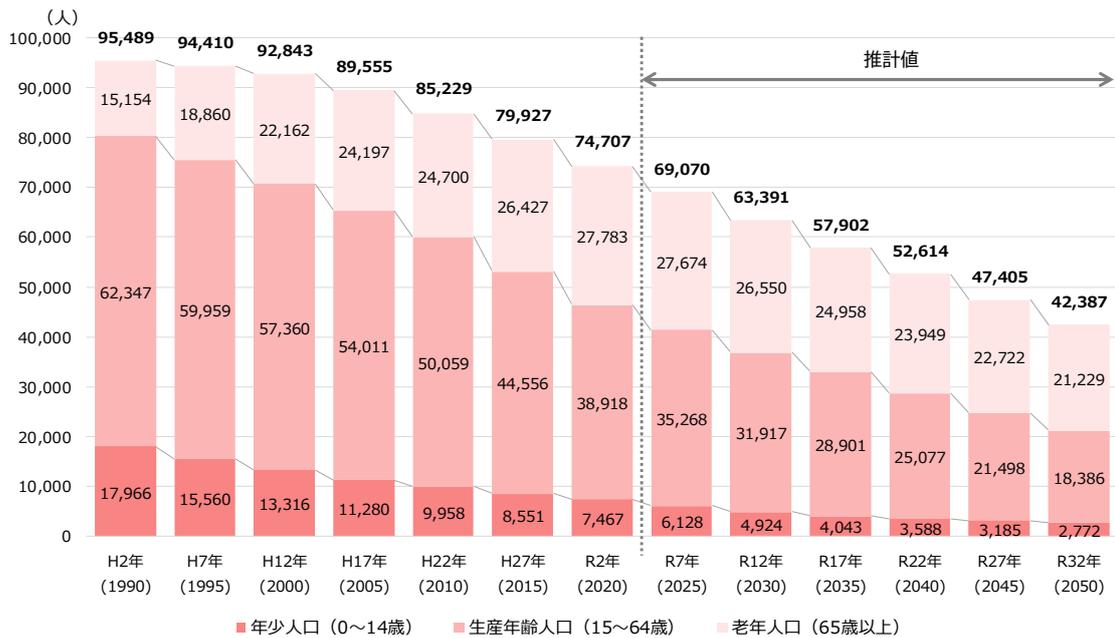
第1章	はじめに.....	3
1.	本市の置かれている現状.....	3
2.	国や社会の動向.....	4
3.	これまでの本市の取り組み.....	6
第2章	本計画の位置づけと概要、推進体制等.....	10
1.	本計画の位置づけと実施期間.....	10
2.	ミッション・ビジョン・バリュー.....	10
3.	ビジョン実現のための3本柱と重点項目.....	14
4.	推進体制.....	16
第3章	重点項目を実現するための主要施策及び数値目標.....	19
1.	内部業務DX.....	19
(01)	地方公共団体情報システムの標準化.....	20
(02)	セキュリティ対策の徹底.....	22
(03)	テレワークの推進.....	24
(04)	デジタル人材の育成【行革大綱26】.....	25
(05)	業務フローの見直しと電子決裁等デジタル技術の活用による効率化【行革大綱16】.....	27
(06)	クラウド電話の導入検討【行革大綱36】.....	28
(07)	生活保護ケースファイル・ケースワークのデジタル化.....	29
(08)	オンライン照会による資産調査の効率化.....	30
(09)	GIS更新の検討.....	31
2.	市民サービスDX.....	32
(10)	事前予約システムの導入による住民税等の申告相談会場の混雑解消と事務負担の軽減に向けた検討.....	32
(11)	行政手続きのオンライン化【行革大綱70】.....	33
(12)	生活保護に係る収入・資産申告の電子化.....	34
(13)	契約事務の電子化【行革大綱72】.....	35
(14)	公金収納方法のデジタル化推進.....	35
(15)	マイナンバーカードの取得促進等【行革大綱68】.....	37
(16)	AI等新技術の活用【行革大綱17】.....	37
(17)	投票所におけるデジタル技術の利活用.....	39
3.	地域社会DX.....	40
(18)	地域DX活用型人材育成・企業立地支援プログラム【総合計画1(2)①②】...	41
(19)	空き店舗データベース整備の検討【総合計画1(2)⑥】.....	41
(20)	スマート農業の推進【総合計画1(3)①】.....	42

(21)農業委員会 DX【総合計画 1(3)④】 .....	43
(22)林業現場におけるスマート林業の推進【総合計画 1(3)⑥】.....	44
(23)スマートツーリズムの推進【総合計画 2(1)②】 .....	45
(24)地域プロモーション視点での地域産品情報の発信【総合計画 2(3)①】 .....	46
(25)スマートメーター導入の検討【総合計画 3(1)④】 .....	47
(26)光ファイバ網(YBネット)民間譲渡の検討【総合計画 3(1)⑤行革大綱 38】 ..	48
(27)公共交通におけるデジタル技術の活用【総合計画 3(2)①】 .....	49
(28)除雪作業状況の見える化【総合計画 3(3)⑤】.....	51
(29)災害関係情報受発信の迅速化【総合計画 3(4)②行革大綱 58】.....	52
(30)地籍調査におけるリモートセンシング技術の導入推進【総合計画 3(4)②】 ...	53
(31)マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化【総合計画 3(4)⑤】 .....	54
(32)自治体検診 DX【総合計画 4(1)②】.....	54
(33)小児予防接種のデジタル予診票を活用したデジタル化の推進【総合計画 4(1)②】.....	55
(34)ICT を用いた遠隔診療の推進・医療 MaaS 導入の検証【総合計画 4(1)③】	56
(35)フレイル予防のためのeスポーツ導入の検討【総合計画 4(2)②】.....	57
(36)小・中学校におけるICT活用のさらなる推進【総合計画 5(1)①行革大綱 29】 .....	59
(37)電子版母子健康手帳の普及による母子保健 DX の推進【総合計画 5(2)①】	59
(38)乳幼児健診のデジタル化【総合計画 5(2)①】.....	61
(39)電子図書館システムの導入検討【総合計画 5(3)①】 .....	61
(40)文化財デジタルアーカイブの推進【総合計画 5(3)②】.....	62
(41)移住専用 LINE 登録者数の増加・情報発信の強化【総合計画 6(2)①】 .....	64
(42)デジタルデバイド解消 .....	64

# 第1章 はじめに

## 1. 本市の置かれている現状

2005年3月22日、本荘市と由利郡矢島町・岩城町・由利町・大内町・東由利町・西目町・鳥海町の1市7町が合併し、由利本荘市(以下、本市)が誕生した。当時、本市の人口は89,555人であったが<sup>1</sup>、2025年3月末時点で、本市の人口は69,800人となり、この約20年間で約2万人減少している。高齢化率については、2005年の27.0%から2024年には39.6%に上昇している。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によれば、本市の人口はこのまま減少が続き、2050年には合併時の半分以下となる、42,387人にまで減少すると推計されている<sup>2</sup>。



【出典】実績値：国勢調査、推計値：国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計

<sup>1</sup> [https://www.city.yurihonjo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/004/749/1004749\\_001.pdf](https://www.city.yurihonjo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/004/749/1004749_001.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/6houkoku/houkoku.pdf>

こうした、これまで経験したことのないスピードで急速に進行する人口減少は、社会にひずみをもたらし、様々な分野において課題を次々と突きつけている。農林水産業や医療・介護、交通・物流、さらには行政など、地域社会の基盤を支える各分野の「なり手」が不足し、既に一部では問題が顕在化しつつある。このままでは早晩、地域機能の維持が困難になることは避けられない状況にある。

## 2. 国や社会の動向

我が国では、家庭におけるコンピュータ環境の整備や通信料金の低廉化等により、1990年代後半からインターネット普及率が高まり、「IT革命」とも呼ばれる社会経済構造の変化が急速に進展したことを受け、2000年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)が制定され、内閣官房に設置された「情報通信技術総合戦略室(IT総合戦略室)」の総合調整の元、各府省が情報通信技術を活用し、国民の利便性向上及び行政運営の改善を行ってきた。しかし、残念ながら特に行政分野における情報通信技術の活用は必ずしも十分には進まず、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症対策において露呈した混乱は、「デジタル敗戦」とまで呼ばれた<sup>3</sup>。そこで2021年9月1日、日本のデジタル社会実現の新たな司令塔として、従来のIT総合戦略室を廃止し「デジタル庁」が発足し、「誰ひとり取り残されない、人に優しいデジタル化を」をミッションとして、行政のデジタル変革を強力に推し進めることとなった。その結果、発足から5年経過した2025年には、マイナンバーカードの保有率79%、マイナ保険証有効登録数8,484万件、国のアナログ規制見直し率97.8%など、着実にデジタル変革の成果が現れつつある<sup>4</sup>。

また、秋田県庁では、2021年4月に従来の情報企画課を改組し、「デジタル政策推進

---

<sup>3</sup> <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01452/102300001/>

<sup>4</sup> <https://www.digital.go.jp/policies/report-2025>

課」を発足させた。2022年3月には「秋田県DX推進計画」を策定<sup>5</sup>、2025年5月にはソフトバンク株式会社及びグーグル・クラウド・ジャパン合同会社と「DX推進と地域活性化に関する連携協定」を締結し<sup>6</sup>、Google Workspaceを導入することで、従来の対面・紙・電話を中心としたアナログコミュニケーションからweb会議・チャット・ペーパーレスをベースにしたオンライン・非同期コミュニケーションに移行し、フリーアドレス制やテレワークなど、行政事務の効率化や働き方改革を進めている<sup>7</sup>。



<2025年5月14日 連携協定締結式>

一方、民間分野におけるデジタル技術活用も進みつつある。総務省「令和7年版 情報通信白書」によれば、企業におけるクラウドサービス利用率は80.6%<sup>8</sup>、生成AIを活用する方針の企業は49.0%<sup>9</sup>、企業におけるテレワーク導入率は47.3%<sup>10</sup>と、企業におけるデジタル技術の利用状況は非常に高い。また、中小企業庁「2025年版 中小企業白書」によると、2024年調査における「紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていな

<sup>5</sup> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41002>

<sup>6</sup> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89658>

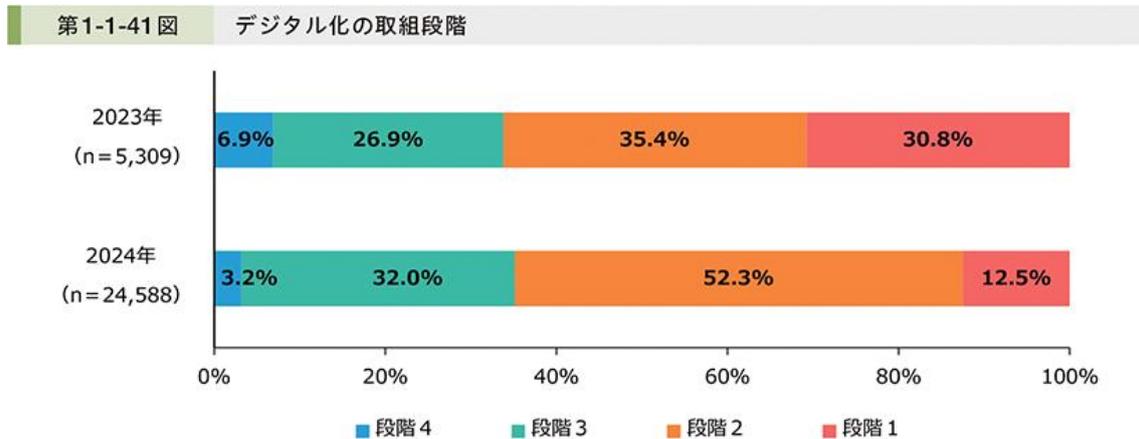
<sup>7</sup> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89439>

<sup>8</sup> <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd111210.html>

<sup>9</sup> <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd112220.html>

<sup>10</sup> <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd21b220.html>

い状態」と回答した企業はわずか 12.5%<sup>11</sup>であり、DX までいかなくとも、多くの企業は何らかのデジタル技術を導入している。



資料：(株)帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」

(注) デジタル化の取組段階については、以下のとおり。

段階4：デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態

段階3：デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態

段階2：アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態

段階1：紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態

### 3. これまでの本市の取り組み

本市では、2013年に「由利本荘市情報通信技術利活用推進本部」を設置し、国や社会経済情勢の変化に対応した情報通信技術利活用の推進を図り、2015年には「由利本荘市電子行政推進計画」を策定、情報通信技術利活用を推進してきた。また、2022年には新たに「由利本荘市デジタル化推進計画」を策定し、市長を本部長とした由利本荘市デジタル化推進本部(2025年の組織改編によりDX推進本部に改称)の指揮の下、強力にDXを進めてきた。同じく2022年の12月には、自治体として初めて「マイナンバーカード利活用宣言」を行い、まちづくりにマイナンバーカードを積極的に利活用してきた。

<sup>11</sup> [https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/chusho/b1\\_1.5.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/chusho/b1_1.5.html)

下記は、これまでに実施してきた主要な DX の取り組みである。

事業名	実証・実装の別	実施期間
公衆無線 LAN 整備	実装	2013年度～
LINE 公式アカウント開設	実装	2021年度
本荘由利サテライトオフィス設置	実装	2021年度
スマート無人行政キオスク事業	実装	2022年度
スマートストア実証実験	実証	2022年度
移動市役所事業	実証、実装	2022～2023年度
空中ディスプレイの設置	実証	2022～2025年度
マイナンバーカード図書館利用事業	実装	2023年度
公共施設予約システム刷新事業	実装	2023年度
子育て支援アプリ「ふぁみりあ(電子母子手帳)」の導入	実装	2023年度
書かないワンストップ窓口導入事業	実装	2023年度
PMH(Public Medical Hub)実証参加	実証	2023年度～
外部向けペーパーレス会議システム導入事業	実装	2024年度
AI チャットボット導入事業	実装	2024年度
位置情報を活用した公共施設利便性向上事業(無線遠隔草刈機)	実装	2024年度
収納業務デジタル改革事業(セミセルフレジ)	実装	2024年度
総合支所遠隔相談システム設置事業	実装	2025年度



こうした取り組みによって、本市のデジタル化は他の自治体に比べて進んできたといえる。デジタル庁が公開している地域幸福度(Well-Being)指標によると、2025年度現在、

本市の同指標(客観指標)「自治体 DX 指数」は 59.1 であった<sup>12</sup>。同指標は自治体間で偏差値化されていることから、この数字は平均的な自治体に比べて高いといえる。自治体 DX 指数は、総務省が調査・公表している「自治体 DX・情報化推進概要」をベースとしているが、この調査では主に、自治体の内部 DX(体制整備やシステム導入状況、フロントヤード改革や情報発信等)状況等を対象としている。そのため、本市の内部における DX の体制は、比較的整っていると考えられる。

一方で、同指標(客観指標)における「デジタル政策指数」は 37.7 であった。この数値は、スマートシティや各種交付金によるデジタル実装等、デジタル技術を市民生活にいかに関活用しているかを評価するものであるが、自治体 DX 指数に比べてかなり低い。このことから、自治体 DX 体制が比較的整っているにも関わらず、市民生活に DX の恩恵が及んでいない現状を見てとることができる。

また、同指標にはこれらの客観指標のほかに、「主観指標」として市民へのアンケート結果を指標化したものもある。デジタル技術に関係した主観指標として「行政サービスのデジタル化良」及び「仕事や日常でデジタル」という 2 つの指標があるが、本市の場合、前者は 44.6、後者は 37.3 と、客観指標と比べても低く、これまでの本市の DX に関する取り組みが認知されておらず、残念ながら市民の幸福度向上にもつながっていない。

このほかに、総務省が公表している「自治体 DX 全体手順書」によれば、自治体の団体内デジタル化進捗状況を確認する際の視点の参考として、下記の 10 項目を挙げている。本市の進捗状況としては、組織体制やオンライン化は進んでいるが、電子決裁やペーパーレス化等、プロセス全体の見直しが進んでいない。この結果が、前述の市民サービスや市民生活に対する DX 度合いの低さに関連している可能性が考えられる。

分野	視点	本市の状況
組織体制、人材	既存の情報政策に係る方針等の有無・その内容	有

<sup>12</sup> <https://well-being.digital.go.jp/>

育成の状況	情報政策担当部門の体制・業務	一部実施
	情報政策に係る人材の育成	未実施
業務プロセスのデジタル化の状況	ペーパーレス化	一部実施
	電子決裁システム	一部実施
	書面・押印・対面の見直し	実施
	行政手続きのオンライン化	一部実施
業務環境のオンライン化の状況	個人用のパソコン端末の配備状況	実施
	コミュニケーションツール(メール、チャット、WEB 会議等)の導入・利用状況	実施
	セキュリティ対策の状況	実施

これらのことから、本市では DX をはじめとしたデジタル技術の活用について、体制は比較的整っており、個々の事務作業のデジタル化(いわゆる digitization)は進んでいるといえるが、業務プロセスの見直しやデジタル技術を活用した付加価値の創造(いわゆる digitalization や digital transformation)までは至っておらず、市民サービスへのデジタル技術の活用が不十分であることがわかる。

## 第2章 本計画の位置づけと概要、推進体制等

### 1. 本計画の位置づけと実施期間

本計画は、2026年3月に現行の「由利本荘市DX推進計画」の終期を迎えることに伴い、その改定を行うものである。前章までに述べた通り、本市はデジタル技術の活用が市民生活にまで及んでおらず、市民サービスにおけるDXも不十分であることから、デジタル技術の活用は市役所内(庁舎内)に留まらず、市内全域・全分野で強力に取り組む必要がある。そのため、これまでの取り組みにとらわれず、既存の計画を全面的に見直すことにより、来るべき人口減少社会に備え、持続可能な地域機能を維持していくことを目的とする。なお、本計画は本市の総合計画である「ゆりほん未来プラン」に掲げる基本構想を実現するための下位計画として位置づけるとともに、効率的で質の高い行政運営を推進する行政改革大綱とも整合を図りながら策定するものである。また、本計画は官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定されている「市町村官民データ活用推進計画」に該当する。

計画の実施期間は、現在と同様の4年間である2026年4月から2030年3月までとし、情勢や各施策の進捗状況等にあわせ、毎年改訂を行うこととする。

なお、本計画はあくまでも策定時点のものであり、各施策の実施に当たっては市を取り巻く事情等を総合的に考慮する必要があることから、実施期間中に各施策が必ず実施されることを担保するものではない。

### 2. ミッション・ビジョン・バリュー

組織が、ある目標に向かって一致団結して進むためには、構成員全体が目標を理解し、共通の価値観に従って行動することが重要である。一般的に、組織が果たすべき使命をミ

ッション、組織が目指すべき目標をビジョン、そして構成員が共有する価値観をバリューと呼ぶ。

本計画では、これらを下記の通りとする。

<b>ミッション:市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち</b>
<b>ビジョン:市役所は、いつでもどこでもつながる。</b>  デジタルにより、市民も職員も、市役所に行かなくてよい社会を目指します
<b>バリュー:サービス設計 12 箇条</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者のニーズから出発する</li><li>・エンドツーエンドで考える</li><li>・サービスはシンプルにする</li><li>・デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める</li><li>・利用者の日常体験に溶け込む</li><li>・オープンにサービスを作る</li><li>・一遍にやらず、一貫してやる</li><li>・事実を詳細に把握する</li><li>・全ての関係者に気を配る</li><li>・自分で作りすぎない</li><li>・何度も繰り返す</li><li>・システムではなくサービスを作る</li></ul>

ミッションは、上位計画「ゆりほん未来プラン」において掲げられている、目指す 10 年後のまちの姿とする。本計画は、同計画の下位計画として位置づけられているため、果たすべき使命は同じものになると考えられるからである。

この使命を果たすため、我々は DX の観点で何をすべきか。中期的な目標として、市民も職員も、市役所に来庁する必要がない、究極の「誰も行かなくてよい市役所」を、デジタル技術を活用して実現したい。そのため、「市役所は、いつでもどこでもつながる」を、我々のビジョンとして掲げる。

市民が市役所に足を運ぶのは、何か必要があるからであり、来庁そのものは目的ではなく手段にすぎない。来庁しなくても目的を果たすことができるのであれば、仕事や育児、介護の合間を縫って貴重な時間を割いて遠方から移動して行かなくてもよい。様々な事

情を抱え、来庁が困難な方もいる中で、全ての市民が希望を叶えられるようにするためには、来庁しなくても目的を果たせるような仕組みを、市民に提供することが行政には求められる。

このことは、市民だけでなく職員にも当てはまる。職員が市役所に登庁すること自体が目的ではなく、市民に対して広義のサービスを提供するための手段として登庁している。例えば在宅や出張先等、市役所以外の場所においても、市民に同等のサービスを提供できるのであれば、必ずしも登庁する必要はないといえる。働き方改革の一環として多様な働き方を提供することは、市民の一人でもある市職員が自分らしく暮らすことにもつながる。

このビジョンを実現するためには、職員一人ひとりがデジタルを「自分ごと」として捉え、業務をゼロベースで見直し、継続的に変革していくことが不可欠である。このことから、我々の共通の価値観として、「サービス設計 12 箇条」を掲げる。これは、利用者中心の行政サービスを提供するための重要な考え方であるサービスデザイン思考をベースとしており、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法)第 2 条に定められているデジタル基本原則「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」にもつながるものである。従来 of 行政によるサービスは、必ずしも利用者のニーズに沿っておらず、「お役所仕事」と揶揄されることが多かったところ、これを打破するための考え方として、国や多くの先進的な自治体で採用されている。

下記は、このサービス設計 12 箇条の詳細である<sup>13</sup>。

12 箇条	詳細
利用者のニーズから出発する	提供者の視点ではなく、利用者の立場に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がある場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。 サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

<sup>13</sup> [https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/67d846da/20220509\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline.07.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/67d846da/20220509_resources_standard_guidelines_guideline.07.pdf)

事実を詳細に把握する	実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。
エンドツーエンドで考える	利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続きのみを切り取って検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じた時からサービスの提供後まで(エンドツーエンド)の、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。
全ての関係者に気を配る	サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Win を目指す。デジタル機器が使えない人も、IT を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。
サービスはシンプルにする	利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人や IT に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。
デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める	サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoT や AI 等の新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティとプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。
利用者の日常体験に溶け込む	サービスの利用コストを低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともに行政サービスが提供されるような設計を心掛ける。
自分で作りすぎない	サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウド等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを

	作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API 連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。
オープンにサービスを作る	サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。
何度も繰り返す	試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からのフィードバックを踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。
一遍にやらず、一貫してやる	困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。
システムではなくサービスを作る	サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段であるシステム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

### 3. ビジョン実現のための 3 本柱と重点項目

市が提供するサービスは多岐にわたることから、特定の分野のみデジタル技術を活用するだけでは、市民が「いつでもどこでも」サービスを受けられる環境を整備することはできない。市民幸福度を向上させる観点からも、全方位的にデジタル技術を活用することが求められる。一方で、例えば電子申請が可能になっても、手数料支払いのために市役所や金融機関に赴く必要があっては意味がない。「エンドツーエンドで考える」点からも、特に重点的にデジタル技術を活用すべき、いわば「基礎的な項目」があると考えられる。

以上の観点、また、「ゆりほん未来プラン」との整合性の観点も踏まえ、本市が他に優先して重点的にデジタル技術の活用に取り組むべき分野を、下記の通り指定する。また、こ

これらの項目について、「3本柱」に分類する。

3本柱	重点項目	指定理由
内部業務DX	地方公共団体情報システムの標準化	総務省「自治体DX推進計画(第5.1版)」において、重点取組事項とされているため <sup>14</sup> 。
	セキュリティ対策の徹底	
	テレワークの推進	
	デジタル人材育成	本市がDXの取り組みを実装・自走するために必要と考えられるため。
	業務改善・効率化	
市民サービスDX	自治体フロントヤード改革の推進	総務省「自治体DX推進計画(第5.1版)」において、重点取組事項とされているため。
	公金収納方法のデジタル化推進	
	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	
	AI等新技術の活用	
	選挙	行政委員会として独立してDXを推進する必要があるため。
地域社会DX	商業・工業	「ゆりほん未来プラン」において、DXを推進するべき分野とされているため。
	農業・林業・漁業	
	観光	
	地域プロモーション	
	社会基盤	
	公共交通	
	市民生活	
	防災・減災	
	保健・医療	
	福祉	
	教育	
	子ども・子育て・家庭	
	生涯学習	
	移住	
デジタルデバインド対策	高齢化率の高い本市において、誰ひとり取り残さないDXに必要な項目であるため。	

<sup>14</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001001126.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001001126.pdf)

	情報通信インフラ	本市は、公設民営光ファイバケーブルなど情報通信インフラを多く保有しているため。
--	----------	---

#### 4. 推進体制

DX を推進するためには、情報システム部門だけでなく組織全体で進める必要があり、職員一人ひとり、庁内部局課所一つひとつが主体的に取り組むことが重要である。そのためには、前述のミッション・ビジョン・バリュー(MVV)を組織末端まで浸透・定着させなければならない。

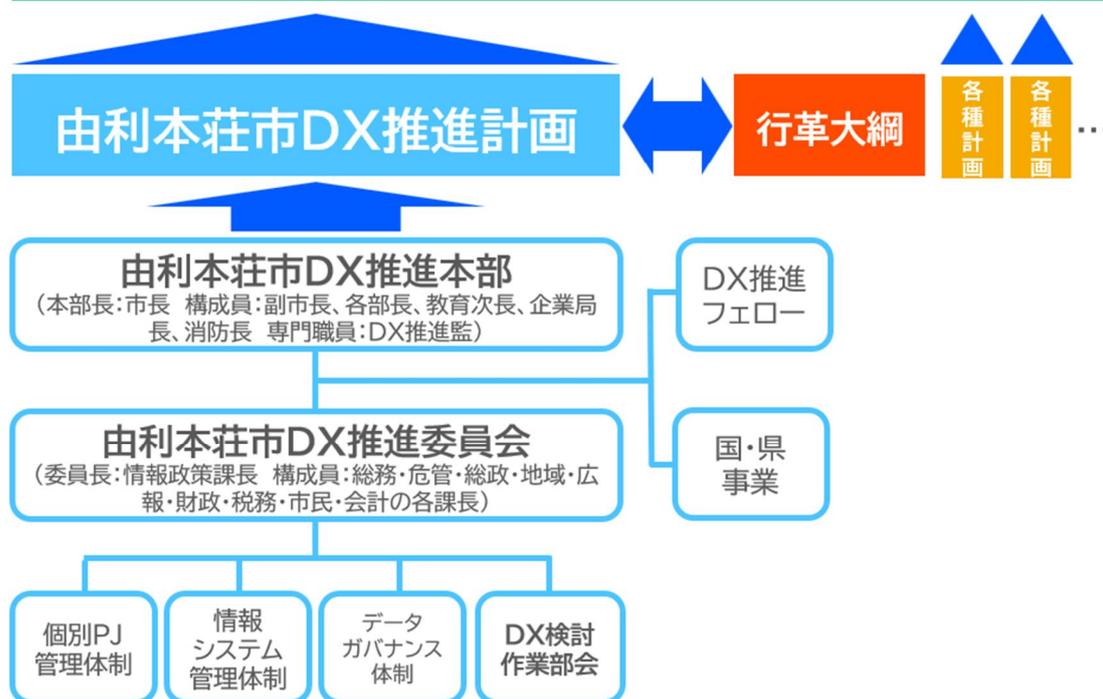
現在、本市では DX を推進するため、市長を本部長とした「由利本荘市 DX 推進本部」(以下、DX 推進本部とする)が設置されている。DX 推進本部の元には、事務組織として情報政策課長を委員長とした「由利本荘市 DX 推進委員会」(以下、DX 推進委員会とする)が設置されており、さらに同委員会の下部体制として、情報システム管理運用体制、データガバナンス推進体制が置かれ、必要に応じて作業部会を設けることができることとなっている。

また、本市では 2025 年 1 月、DX 推進に対して専門的な知見を生かして助言をしていただく「DX 推進フェロー」を 2 名委嘱し、2025 年 7 月には総務省から「DX 推進監」の派遣を受けている。さらに、2025 年度は国事業(地域情報化アドバイザー事業、経営・財務強化マネジメント強化事業)、県事業(DX 推進体制構築事業)により、専門家のアドバイスを受けられる環境を整えている。



<2025年1月30日 委嘱式>

## 由利本荘市総合計画(ゆりほん未来プラン)



本計画の着実な推進のためには、前述の体制を最大限活用し、現在各部局課所において既に実施している又は今後実施する予定の政策が、MVV に照らし合わせて適切であることを常に確認し、政策の企画立案、調整、実施、検証を行っていかなければならない。この

際、DX 推進本部や DX 推進委員会の構成員であるか否かを問わず、あらゆる階層の全ての職員が本計画を遂行する責務を負っていること、DX が自らの担務の一つであるということ、しっかりと自覚する必要がある。こうした DX の「ジブンゴト」化のため、部局課所の縦割りを排した市民本位の DX を企画・推進する組織として、DX 推進委員会の元に設けられている「DX 検討作業部会」を有効活用し、トップダウンの DX だけでなく現場目線の DX についても着実に実施していく。

## 第3章 重点項目を実現するための主要施策及び数値目標

### 1. 内部業務 DX

第1章3.においても記載したが、本市は内部業務へのデジタル技術の導入は比較的進んでいるにも関わらず、業務プロセスのデジタル化は現状、必ずしも十分ではない。職員一人ひとりが自ら DX を実現しなければ、市民サービスにデジタル技術を生かすことも、市民に DX を勧めることも難しい。デジタル技術は内部業務の効率化にもつながり、DX によって職員も恩恵を受けることができることを、職員一人ひとりが理解することも必要である。そのため、内部業務 DX は非常に重要である。

総務省では、国と地方公共団体との連絡調整に関する事項を所掌する観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(2025年6月13日閣議決定)」等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援施策をとりまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定しているが<sup>15</sup>、この中で自治体 DX の重点取り組み事項として、①自治体フロントヤード改革の推進 ②地方公共団体情報システムの標準化 ③「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進 ④公金収納における eL-QR の活用 ⑤マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 ⑥セキュリティ対策の徹底 ⑦自治体の AI の利用推進 ⑧テレワークの推進、の8項目が挙げられている。今回、本計画の3本柱における「内部業務 DX」に便宜的に区分するものとして、②・⑥・⑦・⑧の4項目を取り上げる。なお、⑦については、AIに限らず今後登場する各種新技術についても積極的に活用することが必要と考えられるため、「AI等新技術の活用」としている。

また、前述の通り本市はデジタル技術の導入自体は比較的進んでいることから、せっか

---

<sup>15</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001045879.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001045879.pdf) (第5.0版)

く導入したデジタル技術をいかに「使い倒すか」が重要であると考えられる。そのためには、職員のデジタルリテラシー向上が重要である。情報システム部門に頼らずとも、各部局課所にて一人ひとりがデジタル技術を活用した BPR<sup>16</sup>を進め、市全体が DX に取り組み続ける姿が理想である。そこで、デジタル人材育成についても重点項目としている。

### (01)地方公共団体情報システムの標準化

これまで、自治体ごとに情報システムがカスタマイズされてきたため、自治体は個別対応を余儀なくされ、クラウド利用が円滑に進まない・住民サービスを向上させる最適な取り組みを迅速に全国へ普及させることが難しいなどの課題が発生していた。そこで、2021年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(以下「標準化法」とする)が成立され、標準化対象事務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の 20 業務)について、2025 年度末までに、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)に移行することとなった。また、標準準拠システムについては、デジタル庁が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービス(ガバメント・クラウド)を利用する努力義務が課された。

2026 年 3 月現在の、本市の標準準拠システム・ガバメント・クラウドへの移行状況は、次の通りである。

20 業務	標準準拠システム 移行状況	ガバメント・クラウド 移行状況	備考(開発元)
住民基本台帳	2026 年 10 月	2026 年 10 月	RKKCS
印鑑登録	移行予定	移行予定	
国民年金			

<sup>16</sup> Business Process Re-engineering:業務フローの再構築

固定資産税			
個人住民税			
法人住民税			
軽自動車税			
就学			
選挙人名簿管理			RKKCS ※期日前投票システムはムサシ
障害者福祉	2026年10月 移行予定	2026年10月 移行予定	富士通
介護保険			
後期高齢者医療			
児童手当	2027年9月 移行予定	2027年9月 移行予定	富士通
子ども・子育て支援			
児童扶養手当			
戸籍	2026年2月 移行済み	移行予定なし	富士フィルム システムサー ビス
戸籍の附票			
健康管理	2026年10月 移行予定	2026年10月 移行予定	両備システム ズ
生活保護	2025年1月 移行済み	2025年1月 移行済み	北日本コンピ ュータサービ ス
国民健康保険	2026年10月 移行予定	2026年10月 移行予定	国

標準準拠システムへの移行が 2025 年度末に間に合わないことが具体化したシステムについては、「特定移行支援システム」とされるが<sup>17</sup>、本市においても前記 17システムについては特定移行支援システムに該当することから、可能な限り早期の移行が求められる。そのため、本項目については、計画期間よりも前倒しで目標年次を設定し、確実に早期の移行が完了するよう努める。

<sup>17</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000984489.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000984489.pdf)

移行完了後は、運用費用の節約を目指して継続的な業務の見直しを進めながら、他メーカーのシステムについても情報収集を継続し、調達サイクルを勘案しつつ、よりよい業務システムの比較検討を続け、また、標準準拠システムとフロントヤード側システム(電子申請等)との連携等による一層の住民サービス向上を目指していく。

また、法定 20 業務以外の業務についても、今後、標準化対象事務への追加の検討が国によって進められていることから、国の動向を注視しつつ、積極的に移行についても検討していく。

本項目についての数値目標は、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2028 年 3 月末)
標準準拠システムに移行した業務数	1	20

## (02)セキュリティ対策の徹底

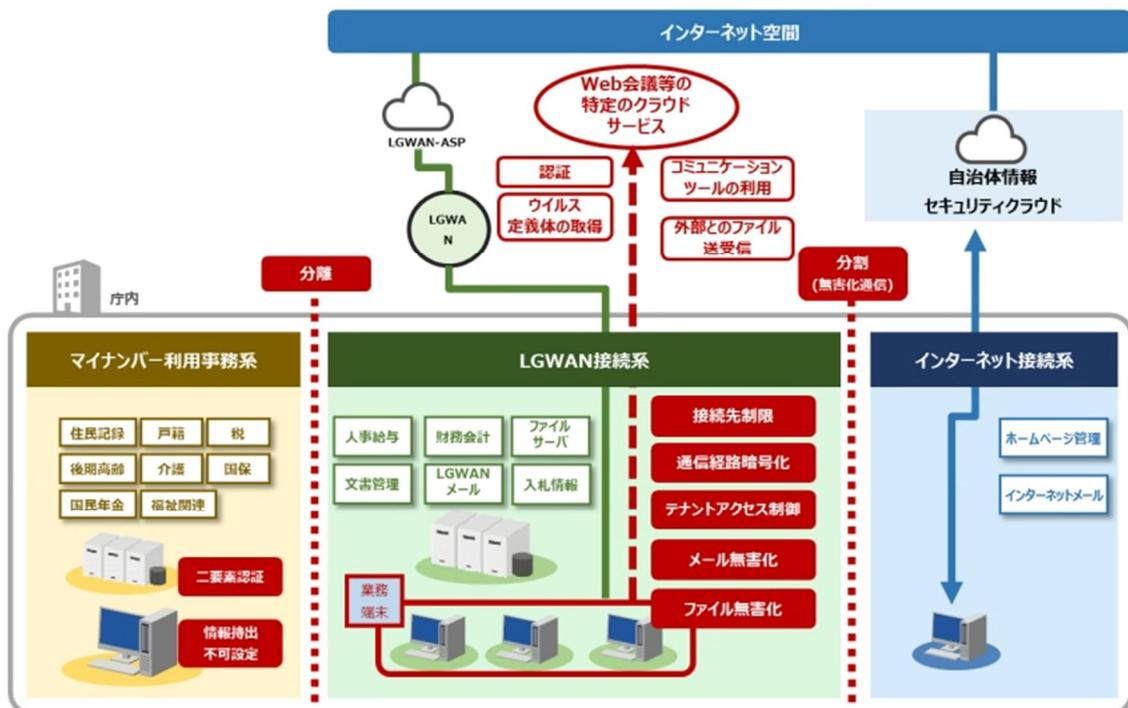
自治体、特に基礎自治体と呼ばれる市区町村では、法令等に基づき、住民の個人情報や法人の機微情報を多数保有しており、その業務には代替性がなく、万が一にも誤りがないよう努める必要があるなど、一般の企業・団体等とは異なった性格がある。また今日、自治体業務の多くは情報システムやネットワークに依存していることから、情報セキュリティ<sup>18</sup>は非常に重要である。

2015 年に発生した日本年金機構の情報漏洩事故を受け、2015 年 12 月、総務省は自治体に対して、個人番号(マイナンバー)を扱う事務を処理する独立ネットワーク「個人番号利用事務系」と、個人番号は扱わない一般の行政事務を処理する閉域ネットワーク「LGWAN 接続系」を完全に分離すること、一般のインターネットに接続される「インターネット接続系」についても、LGWAN 接続系とは無害化処理を経て接続すること、また都道

<sup>18</sup> 本計画では、ISO/IEC 27000・JIS Q 27000:2019 に従い、情報セキュリティを機密性・完全性・可用性と定義する。

府県と市区町村が協力して構築する「自治体情報セキュリティクラウド」を経由して外部と通信することなどを柱とした、いわゆる「三層の対策」を講ずるよう、総務大臣通知により要請した。これを受けて本市は、2017年3月にこの通知に沿ったセキュリティ対策を講じたところである。

また、本市では、2021年3月から、LGWAN接続系に接続されている業務端末から、一部のクラウドサービス向け通信に限り、インターネットとの通信ができるようローカルブレイクアウト設定を行う、いわゆる「α'モデル」を導入し、Microsoft365・Teamsにより職員同士が業務端末上でコミュニケーションを取れるようにした。



※セキュリティ対策の性質に着目し、セキュリティ対策を講じる場所を抽象化して表記している。また、すべての対策を網羅していないため、厳密な図とはなっていない。

今後は、デジタル庁が2024年にとりまとめた「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」報告書において、2030年頃の将来像として「行政サービスの安定的な提供」「共用化によるネットワーク効率化」「一人一台のPCで柔軟かつ効率的な働き方が可能になること」の実現を掲げていることを受け、本市においても当該報告書

の方針を尊重しつつ、三層分離モデルや職員への PC 配備などの将来の在り方について、「ネットワーク基盤の共用化」「ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入」といった手法の実現性や導入効果の観点から、国・他自治体と足並みを揃えて検討を進めていくとともに、今後必要となる庁内ネットワークインフラ更改の方針を定め、遅滞なく行っていく。

並行して、「由利本荘市情報セキュリティ対策基準」に基づき、模擬メール訓練などの職員の総合的な IT リテラシー教育も行い、複数の選択肢を受け入れる地盤を整えていく。

本項目についての数値目標は、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
庁内職員を対象としたセキュリティに係る模擬試験の平均正答率	0 (未実施)	80%

### (03)テレワークの推進

テレワークは、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージにあった多様な働き方を実現できる「働き方改革の切り札」として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時の通勤混雑対策や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務継続対策等を経て、我が国に定着した働き方の一つといえる。コロナ禍以降に若干揺り戻しの動きがあるが、総務省による2024年の調査においても47.3%の企業がテレワークを導入しており、テレワークは特殊な働き方ではなくなっている。

一方で、国土交通省等テレワーク関係省庁によるテレワークの実施状況調査を見ると地域差があり、首都圏におけるテレワーク実施率は高い一方で、地方都市圏では実施率が依然として低率にとどまっており<sup>19</sup>、地方において多様で柔軟な働き方が実現できず、人材が首都圏に集まってしまう一因にもなっているといえる。

<sup>19</sup> [https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/telework\\_index.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/telework_index.html)

総務省の調査では、職員 301 名以上の全国市区町村の 81.0%がテレワークを導入しており、導入済み団体においては職員のワークライフバランス向上や時間の有効活用など、多数のメリットを実感している<sup>20</sup>。未導入自治体からは、テレワークになじまない窓口業務や現場業務、職員の労務管理等の課題が挙げられているが、前述の通り多くの自治体で既に導入されていることから、これらの課題は解決可能であると考えられる。

本市では、2020 年11月から、地方公共団体情報システム機構が実施している「自治体テレワーク試行事業」の公募に参加している。また、コロナ禍における緊急的な措置として、テレワーク端末を 100 台調達するなど、職員のテレワーク実施に向けた物理的体制は整備が進んでいる。しかしながら、現状テレワークを実施する根拠規定が存在していないことから、テレワークは業務としては実施されていない。

そのため、2026 年度中に職員がテレワークを実施するための各種例規等制度を整備したうえで、一部職員を対象として試行する。2027 年度以降は、希望する職員がテレワークを実施できるよう、体制を整備する。

以上のことを踏まえ、本項目についての目標は、下記の通りとする。なお、本項目は、義務的にテレワーク勤務を職員に強いることは適切ではないため、定量的な数値目標ではなく、定性的な目標を設定することとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
テレワーク実施可能職員数	0 人	希望職員

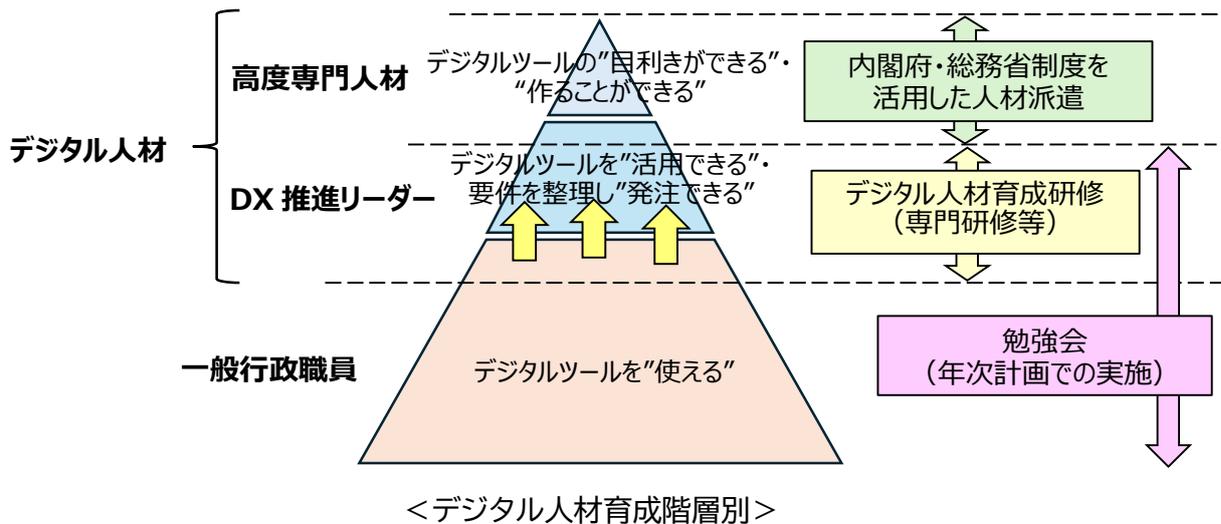
#### (04) デジタル人材の育成 【行革大綱 26】

自治体 DX は、情報システム部門だけでなく全職員が一丸となって取り組まなければならない課題であることは既に述べた。21 世紀も四半世紀が経過した今、デジタル技術に関する一定の知識は、「報・連・相」や電話対応などと並び、社会人として身につけるべき基

<sup>20</sup> <https://www.soumu.go.jp/main.content/001005074.pdf>

礎的教養であるともいえる。また、情報システム部門の職員に求められるスキルも、これまでは庁舎の「電子計算機室」にある機械のメンテナンスが中心であったのが、サービスデザイン思考に基づいた業務設計や日々開発される新技術への柔軟な対応など、高度化・多様化している。

総務省では、2023年12月に「人材育成・確保基本方針策定方針」を公表し<sup>21</sup>、自治体職員を一般行政職員・DX推進リーダー・高度専門人材の3類型に区分し、前2者については各自治体での育成を、高度専門人材については民間人材の活用を求めている。本市では、総務省地域情報化アドバイザー制度の活用により外部から人材を招聘して「デジタル人材育成研修」(2024年から3年計画)を実施し、主にDX推進リーダーの育成を行っている。また、一般行政職員及びDX推進リーダーを対象とした勉強会を年次計画で実施し、職員の役職や年齢を超えてDXという共通の目的に取り組むことにより、風通しのよい楽しい職場の実現に努めている。さらに、高度専門人材として総務省・内閣府制度を活用した外部からの人材派遣を受け、DX推進監としてDXに向けた庁内意識の醸成・組織風土の改革等に当たっている。



<sup>21</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei12\\_02000138.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei12_02000138.html)

今後も、自らの業務を見直し、デジタルを活用した改善ができる人材の育成、組織・体制づくりを進める。また、DX 推進リーダーを各課所に配置し、業務改善や情報セキュリティ意識の向上、IT リテラシーの底上げ、トラブル対応やリスク管理に対応できる人材の育成を目指す。さらに、DX 検討作業部会を中心に、多様な意見やアイデアを出し合い、一緒に考えながら検討を重ね、実現可能な取り組みを創出する場をつくるほか、横断的に DX 推進を進めることで、業務効率化や人材共有による組織全体の底上げと住民サービスの向上を図る。

以上のことを踏まえ、本項目についての数値目標は、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
DX 推進リーダー数	0人	50人

#### (05)業務フローの見直しと電子決裁等デジタル技術の活用による効率化【行革大綱16】

行政機関にとって、文書は業務の中心であり、意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け、検証するために必要不可欠である。一方で、これまで行政機関職員が職務上作成等する文書(行政文書)は、紙媒体を正本・原本とするものが大部分を占めており、処理や保管等に多大なコストがかかるばかりか、滅失や改ざんのリスクも抱えており、より能率的・合理的に管理するためにも、電子化が強く求められている。国においては、公文書等の管理に関する法律等に基づき、行政文書のライフサイクルに応じた管理が実施されているところ、電子化された行政文書を取り扱うための法令が整備されており、電子決裁システム等のシステムについても整備が進んでいる。

本市では、財務会計及び職員庶務に関する事務には電子決裁システムが導入されているが、それ以外の行政文書については電子的に決裁等を行うシステムが整備されておらず、また、例規についても紙媒体による処理を前提とした規定(押印規定等)が残置されてお

り、ソフト面・ハード面ともに未整備の状態である。また、電子決裁システムを利用しつつも紙文書を保管等する二重管理状態となっていたり、システムを利用せず紙決裁を行ったりしている業務も見られる。

今後は、電子決裁の導入されていない文書管理事務について、各種業務システムの調達サイクル等を鑑みつつ、電子決裁の導入を検討する。並行して、紙決裁とする文書と電子決裁とする文書の峻別や、文書の管理方法等について検討し、必要に応じて運用フローの見直しや、文書管理規程等の改正を検討する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
行政文書の電子化率	5%	60%

#### (06)クラウド電話の導入検討【行革大綱 36】

現在の市役所各庁舎の電話は、全て固定電話機となっており、回線管理機器として本庁舎・第2庁舎・各総合支所庁舎内に構内電話交換機(PBX)を設置している。現在の本庁舎のPBXは2021年に導入しているが、2027年には法定耐用年数(6年)を迎えることになっており、最近は不具合による電話不通も発生した。また、組織改編等に伴う設定変更は専門業者に委託することとなり、多大な時間と経費がかかっている。第2庁舎のPBXも2008年に導入してから更新しておらず、同様の状況となっている。

このため、クラウドPBX及びFMC(固定電話機の代わりにスマートフォンを利用すること)の導入を検討する。これにより、各庁舎のPBXが不要となり、回線設定の変更についても市職員による設定が可能になるため、PBX更新や保守、設定に係る費用が不要になる。また、場所にとらわれない対応が可能となるほか、出先対応中の職員とも迅速な連携が行え、市民サービスの向上に繋がる。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
クラウド PBX 導入による 保守・設定変更料の削減率	0	70%

#### (07)生活保護ケースファイル・ケースワークのデジタル化

生活保護法に基づく生活保護事務については、市区町村の法定受託事務とされており、本市における同事務の施行のため、由利本荘市生活保護法施行細則が制定されている。同施行細則第2条第1項各号には、被保護者についてケース記録表(様式第5号)をはじめとする各種書類(ケースファイル)を作成することが定められているが、このケースファイルは従来、紙媒体で作成・保管がなされており、被保護者への訪問時には、事前に紙のケースファイルを確認し、必要に応じて複写するなど準備を行っている。また、訪問時には、被保護者から提示された各種資料をデジタルカメラ等で撮影し、帰庁後に印刷して、紙のケースファイルに綴じ込み管理しており、訪問に係る職員の負担が大きい。

そのため、生活保護法第26条により保護廃止となった者のケースファイルについては、完全にデジタル化することにより、ケースファイル保管場所を確保し、資料移送・廃棄等に係る時間を削減する。ケースファイルが膨大となり、分冊することとなった被保護者のケースファイルについても、同様にデジタル化する。

さらに、「訪問支援システム」の導入により、ケースファイル中の主要な情報や決裁に関する情報等をシステムに移行できないか検討する。また、タブレット端末を訪問時に使用することで、訪問先に係るデータの持ち出しを可能にし、事前準備を軽減する。また、タブレット端末のカメラ機能を活用して確認資料を撮影し、画像データを直接システムに登録することで、資料整理に係る事務負担を削減する。

これらの取り組みについての数値目標は、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
廃止、分冊ケースファイルの整理、廃棄に係る時間	24h/年	4h/年
ケースワーカー全体の訪問準備と記録整理に係る時間	304h/月	135h/月

#### (08)オンライン照会による資産調査の効率化

生活保護法 29 条には、福祉事務所長等が銀行等に対し、要保護者等の資産及び収入の状況等について報告を求めることができる旨、規定されている。この事務については、本市では現状、各社に郵送で照会状を送付しているところ、郵便事情等もあり回答時期にばらつきが生じ、回答が揃うまでに 1 か月以上を要している。一方、保護申請から決定までは原則として 14 日以内とされているため<sup>22</sup>、資産の保有状況を正確に把握できないまま保護を開始するケースもあり、後から資産が判明して返還に至ることもある。また、金融機関や生命保険会社側も、回答に係る負担が大きく、オンラインによる照会・回答を導入する事例が増えている。

そのため、資産調査について、対応する金融機関及び生命保険会社についてオンラインによる照会を検討することで、照会・回答に要する時間を現状の 1 か月から 1 週間以内に短縮し、適切な保護の要否判定を可能にする。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
預貯金調査の照会・回答に係る日数(平均)	13.4 日	5 日

<sup>22</sup> 生活保護法第 24 条第 5 項

## (09)GIS 更新の検討

位置に基づく様々な情報(地理空間情報)を集約し、地図等に展開して活用するシステムを GIS(Geographic Information System:地理情報システム)と呼ぶ。我が国では 1995 年の阪神・淡路大震災を契機にその有用性が改めて認識され、2007 年には地理空間情報活用推進基本法が施行、地方公共団体も地理空間情報の活用推進に関する努力義務を負うこととなった。

本市では、同法施行翌年の 2008 年、秋田県立大学との産学官連携により、「全庁統合型時空間 GIS」を導入した。このシステムは庁内全部署で利用可能な統合型 GIS であり、各部署が保有する情報を、位置情報とともに入力・共有することで、広大な面積を有する本市における合理的な政策立案や地域課題解決に活用している。

しかしながら、開発から約 20 年が経過し、操作性の改善を求める職員の声が多くなっている。また、必要な情報をオープンデータとして市民に公開する機能を持つ「公開型 GIS」やクラウドの活用など、今日の GIS に求められる機能が不足しており、必要な機能を備えた別の GIS を導入したり、操作性の問題から情報の逐次更新を諦め、紙や Excel 等による情報管理を継続したりする部署も現れている。そのため、次世代 GIS に求められる要件を具備した GIS への更新(既存 GIS の大規模改修または新規 GIS の導入を想定)を検討する必要性が生じている。

今後は、2026 年度に次世代 GIS に必要な機能を集約・整理しつつ、並行して各メーカーの GIS ソリューションに関する情報収集を実施。秋田県立大学及び保守事業者を含めた協議を実施し、次期 GIS の更新について検討することとしたい。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
ヒアリングを行った部局課 所数	0(部局) 0(課所)	20(部局) 40(課所)

## 2. 市民サービス DX

1,200 km<sup>2</sup>もの広大な面積を有する本市では、市民サービスにデジタルを活用することで、より充実した市民サービスを低コストで提供できる可能性がある。しかしながら、第 1 章 3. においても述べたとおり、本市は Well-being 指標「デジタル政策指数」及び「行政サービスのデジタル化良」が平均以下であり、主観的にも、客観的にも行政(市民サービス)のデジタル化が遅れている。そのため、いわゆる「フロントヤード」(自治体と住民の接点となる窓口や相談業務等)を中心とした市民サービスへのデジタル技術導入による DX は急務であるといえる。また、このフロントヤード改革に関連して、各種証明書のコンビニ交付をはじめとしたマイナンバーカードの活用や、各種税・使用料等の公金収納へのキャッシュレス支払の導入等を同時に進めることで、フロントヤード改革の効果を高めることができる。

第 3 章 1. においても紹介した総務省「自治体 DX 推進計画」における①自治体フロントヤード改革の推進 ④公金収納における eL-QR の活用 ⑤マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 の 3 項目を、本計画では「市民サービス DX」に便宜的に区分することとする。なお、公金収納については eL-QR だけでなく収納事務全般についての DX が必要であることから「公金収納方法のデジタル化推進」とする。

### (10)事前予約システムの導入による住民税等の申告相談会場の混雑解消と事務負担の軽減に向けた検討

地方税法第 307 条の 2 によれば、給与所得又は公的年金等にかかる所得のみの者等を除き、毎年 3 月 15 日までに市長に対して住民税の申告を行わなければならない旨、規定されている<sup>23</sup>。このため、毎年 2 月中旬から 3 月中旬にかけ、市内各所において住民税

<sup>23</sup> 所得税の確定申告が不要となる、給与所得等以外の所得が 20 万円以下の場合であっても、住民税の申告は必要である。なお、所得税の確定申告を行った場合、市町村長への住民税の申告は不要。

等の申告について相談を受け付ける会場を開設しているが、特定時期に集中することが多く、市民を長時間お待たせすることとなり、職員も過度な事務負担が発生している。

そのため、24 時間利用可能なオンライン事前予約システムの導入を検討し、相談枠の可視化を図ることによって、来庁者の平準化を推進し、待ち時間の短縮と、事前準備による相談制度の向上、データに基づく最適な人員配置の確立を目指す。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
申告相談総数における事前予約数の割合	0	25%

#### (11)行政手続きのオンライン化【行革大綱 70】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第5条第4項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされた。また、デジタル庁及び総務省は、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」<sup>24</sup>を公表し、自治体に対して行政手続きのオンライン化を強く求めてきた。

これらを踏まえて本市では、秋田県及び県内自治体による「秋田県電子自治体共同運営協議会」による電子申請・届出サービスの共同調達に参加し、前記「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を中心に、申請手続きのオンライン化を進めてきた。この際、オンライン化に当たってはクレジットカード決済サービスに対応するなど、エンドツ－エンドのオンライン化となるよう、環境整備を同時に行ってきた。

今後は、導入可能な業務の拡充や、電子申請ページにアクセスしやすいよう市公式ホームページ内導線の整備、住民向けスマホ相談会や移動市役所訪問時の相談サポート等を

<sup>24</sup> デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)  
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/173b3039/20250613.policies.priority.outline.08.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/173b3039/20250613.policies.priority.outline.08.pdf)

実施し、さらなる電子申請の認知度・利用率向上を目指す。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
デジタル社会の実現に向けた重点計画における地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の達成率	20%	100%

## (12)生活保護に係る収入・資産申告の電子化

生活保護被保護者に対しては、生活保護法第 28 条の規定に基づき、毎月収入・資産の金額等について申告を求め、保護費を決定しているが、この申告に当たっては給与明細等の資料を市役所窓口を持参していただき、申告書に手書きで記入していただくことが多く、被保護者の負担が大きい。また、窓口に来ることが難しい被保護者は、2～3 か月分をまとめて申告することもあり、その結果、保護費の遡及変更を行うことになり、職員の事務負担増大の原因となっている。さらに、過支給や追給が発生し、被保護者の金銭管理を煩雑にしている。

このため、現在受給中のケースについて、収入・資産の申告を電子申告で行える仕組みの導入を検討し、被保護者と職員双方の負担を軽減する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
一回の収入申告における受給者との連絡調整に係る時間、保護費の変更に係る事務時間	1.5h/回	0.6h/回

### (13) 契約事務の電子化【行革大綱 72】

一般に誤解されていることが多いが、契約に際して押印は必ずしも必要ではない。民法第 522 条では、契約は申込みに対して相手方が承諾をしたときに成立するとされており、同条第 2 項には、書面の作成等が不要である旨、明示されている。従って、契約書の作成や押印がなくとも、契約は成立する。

地方自治体においても、契約成立に必要な要件が双方の意思表示のみであることに変りはない。一方、もし契約書や契約内容を記録した電磁的記録(いわゆる電子契約)を作成することとした場合<sup>25</sup>、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約書に記名押印、または契約内容を記録した電磁的記録に必要な措置(電子署名等)を講じなければ契約が確定しない旨、規定されている。

本市では、印紙税の削減<sup>26</sup>や契約書類の印刷・持ち込み等に係る事業者の負荷軽減、市内部の契約書類管理コスト削減のため、従来の契約書に押印し締結していた契約を、インターネット上で提供されるクラウド型の電子契約サービスを利用し、オンラインで契約締結事務を完結させるよう、検討する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
電子契約率	-	75%

### (14) 公金収納方法のデジタル化推進

我が国では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の招致決定に伴う市中決済の利便性・効率性向上や、少子高齢化に伴う労働者人口減少に対する省力化などを目的として、2018 年 4 月、「キャッシュレス・ビジョン」<sup>27</sup>を経済産業省が公表した。この

<sup>25</sup> 繰り返しとなるが、契約書を作成するかどうかは、契約成立の成否とは関係がない。

<sup>26</sup> 印紙税の課税対象となるのは、印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げられている文書に限られ、電磁的記録は文書に含まれないため、電子契約については印紙税が課税されない。

<sup>27</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/cashless/image.pdf\\_movie/cl.vision.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image.pdf_movie/cl.vision.pdf)

中で、将来的には、世界最高水準のキャッシュレス決済比率 80%を目指すことが示された。また、2019年6月に閣議決定された成長戦略フォローアップによれば、2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を(当時の水準に比べて)倍増し、4割程度とすることを目指すとされた。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変化等もあり、キャッシュレス決済は急速に普及し、2024年には、キャッシュレス決済比率は42.8%<sup>28</sup>と、当初目標を前倒しで達成することとなった。公共分野についても、公金収納のキャッシュレス化を進めるべく、総務省等が主体となって地方税統一 QR コード(eL-QR)の導入や、介護保険料、後期高齢者医療保険料、ガス・水道・下水道料金等、税以外の公金分野へのeL-QRの展開を呼びかけている。

本市でも、社会のキャッシュレス化に対応するため、これまで、eL-QRによる市税のスマホ決済や、窓口におけるキャッシュレス決済の導入等を行ってきた。今後は、庁内状況及び他自治体の対応状況、情勢の変化について十分に情報収集を行い、市税以外へのeL-QRの活用可否を含めた検討と、必要に応じたシステム改修等、導入に向けた対応について検討を行う。また、納付方法の拡充だけでなく、口座振替の申請受付等、書面をベースに行われている手続のデジタル化を進め、住民の利便性向上、ひいては市公金の収納率改善を図る。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
金融機関及び市窓口における紙納付書での収納処理件数(政府が指定する種目の内、税を除く)	43,413 件	32,994 件 (-24%)

<sup>28</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250331005/20250331005.html>

### (15)マイナンバーカードの取得促進等【行革大綱 68】

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードは、制度開始から 10 年を超え、カードの有効期限が到来する方が増え始めており、再交付申請及び交付に対応する必要がある。また、5 年ごとの電子証明書の更新は、必ず窓口で受付しなければならないため、窓口が混雑してきている。さらに、マイナ保険証や、マイナ免許証の開始に伴い、マイナンバーカードの必要性がより高まっており、新規申請や相談件数が増加してきている。

このため、高齢者や施設入所者など、自身で窓口に来られない方に対して、出張申請サービスを実施し、必要としている方がマイナンバーカードの交付を受けられるように支援する。また、時間外窓口や休日窓口を開設することで、平日の日中に市役所に来られない方でも手続きができるように対応する。さらに、移動市役所においても、マイナンバーカードの交付申請手続きを引き続き受付し、取得促進を図る。

併せて、Android スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載や、次期マイナンバーカードへの切り替え等、国の動向を逐次調査し、所要の対応を継続して実施する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
出張申請サービス件数	53 件	60 件

### (16)AI 等新技術の活用【行革大綱 17】

1956 年、米・ダートマス大学において開かれた会議(通称「ダートマス会議」)において、同大教授だったジョン・マッカーシーにより「Artificial Intelligence (人工知能)」という単語が世界で初めて使われてから、70 年が経過した。この間、AI は数度のブームを経て、現在は 2022 年の OpenAI による対話型 AI である「ChatGPT」の発表を契機とした、生成 AI を活用する第四次 AI ブームに突入しているとされ、注目されている。生成 AI

は、自然言語を用いて、テキスト、画像、音声など多様な形式を自律的に生成できる AI 技術の総称で、爆発的に進化を続けており、民間企業だけでなく、多くの自治体においても生成 AI の活用が始まりつつある<sup>29</sup>。一方で、生成 AI には偽情報生成(ハルシネーション)や入力情報の学習による情報漏えいなど、特有のリスクがあるとされることから、リスクを過度に評価することなく適切に管理し、適正な利用に努めることが求められる。

総務省と経済産業省では、2025 年 3 月、AI の安心安全な活用が促進されるよう、AI ガバナンスの統一的な指針として「AI 事業者ガイドライン第 1.1 版」を公表し<sup>30</sup>、自治体を含む AI の開発・提供・利用を担う全ての者に求められる取り組みについての基本的な考え方を示した。また、総務省に設置されている「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下部組織として 2025 年 1 月から「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ」を開催し、同年 6 月に報告書を取りまとめた<sup>31</sup>。この中で、生成 AI を利用する自治体が増加する一方で、生成 AI 利用におけるガイドラインを策定していない団体が多いことから、総務省において、自治体向けのガイドラインを策定し、別添として自治体が生成する生成 AI 利活用ガイドラインのひな形を掲載することが求められた。

本市では、2023 年 6 月、「由利本荘市生成 AI の利用ガイドライン【暫定版】」を策定し、データ入力及び生成物を利用する際に注意すべき事項を職員に周知している。また、(02)において述べたとおり、本市では「 $\alpha'$  モデル」により職員が Microsoft365 を利用できる。同サービスには 2026 年 3 月現在、Microsoft の生成 AI である「Copilot」が含まれているため、職員は生成 AI を自由に活用することができる。しかしながら、職員の生成 AI 利用状況(Microsoft Copilot 利用状況)は、2025 年 12 月の 30 日間でアクティブユーザー数 177 名にとどまっており、必ずしも業務への利用が進んでいない。

このため、総務省「自治体における AI 活用・導入ガイドブック〈導入手順編〉(第 4 版)」

<sup>29</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001018084.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001018084.pdf)

<sup>30</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/ai\\_network/02ryutsu20\\_04000019.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02ryutsu20_04000019.html)

<sup>31</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/02gyosei04\\_04000172.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/02gyosei04_04000172.html)

<sup>32</sup>別添に記載されている自治体向けガイドラインのひな形を参考にしつつ、2026 年度中に正式な「由利本荘市 AI 利用ガイドライン」(仮称)を策定するとともに、本市の AI 利活用・リスク管理に向けた体制を整備し、AI 特有のリスクを抑えつつも、業務の一層の効率化を目指す。

また、AI に限らずデジタル技術の分野は日々、新しい技術が開発・提供されている。例えば数年前に自治体への導入が進んだ RPA(Robotic Process Automation)や、仮想現実(VR)技術を活用したメタバース、暗号通貨等でも活用されているブロックチェーン技術などが挙げられるが、これからも新技術は次々と開発・提供されるであろうところ、情報収集や実証、実装等を積極的に実施していく。

本項目についての数値目標は、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
AI・RPA 等新技術を活用して作業時間が削減された業務数	19	34

### (17)投票所におけるデジタル技術の利活用

由利本荘市公職選挙執行規程第 3 条の規定により、2026 年3月現在、本市には 68 の投票区(投票所)が設置されている。各投票所には、公職選挙法の規定に基づき、投票管理者及び投票立会人を配置する必要があるが、投票管理者及び投票立会人の高齢化やなり手不足が深刻となっており、多くの方に平日を含む複数日、対応していただいている。また、人口減少や期日前投票者の増加により、当日投票者が減少の一途をたどっていることなどから、2026 年 6 月 1 日以降に行われる選挙から、投票区を 37 に再編することを決定している。

期日前投票では投票管理システムを導入しており、バーコード付きの入場整理券とパソ

<sup>32</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei04.02000155.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04.02000155.html)

コンで名簿対照を行っているが、当日投票は投票所が多いことから、紙の名簿で対照作業を行っているため、職員は投票日前日(期日前投票終了後)に全投票所分の紙名簿を作成・製本する必要があり、作業が深夜に及ぶなど、事務負担が非常に大きい。

そこで、投票区の再編後、選挙当日についても、期日前投票システムと連携した当日投票システムの導入を検討し、選挙事務の効率化と省人数化を図りたい。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
1選挙あたりの選挙事務従事者数	230人	143人

### 3. 地域社会 DX

人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するためには、デジタル技術を地域に実装し、省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要である。市役所の中(フロントヤードを含む)だけでなく、市民生活の日常におけるデジタル技術の実装についても、市が地域のプレイヤーの一員として、地域の住民や産官学労言士の各ステークホルダーと一体となった取り組みを強力に推進していく必要がある。

このため、総合計画に掲載されている各推進分野のうち、横断的な取り組みとして「DXの推進」に該当する「商業・工業」「農業・林業・漁業」「観光」「地域プロモーション」「社会基盤」「公共交通」「市民生活」「防災・減災」「保健・医療」「福祉」「教育」「子ども・子育て・家庭」「生涯学習」「移住」の各項目について、地域社会 DX に区分することとする。また、本市は少子高齢化が進行する中、これらデジタル関係施策を実施する基本である「デジタルデバイド解消」についても、本項目に区分する。

### (18)地域 DX 活用型人材育成・企業立地支援プログラム【総合計画 1(2)①②】

本市の産業構成割合を見ると、製造業が市中全企業の売上高の約 33%<sup>33</sup>を占めており、トップとなっている。この割合は全国(23%)や県(15.2%)の数値と比べても高く、ものづくりが市の主要産業であると言える。

こうした地域のものづくり産業を支えるDX人材を戦略的に育成し、企業のデジタル化を現場に定着させることを目的として、主に市内企業の従業員を対象に、産業技術センターや本荘由利産学振興財団などと連携した人材育成研修を実施し、デジタル技術の習得を支援する。研修によって基礎から応用までのスキル習得を促すことで、就業継続性とキャリア選択の幅を広げ、地域企業のDX投資を後押しする。

また、DX化を積極的に進める企業が地域の特性や強みを最大限に活かせる環境を整備するため、AI・IoTなどデジタルツールの導入を支援するほか、企業間連携や地元県立大学との協働を深めるイベントを実施し、特に製造業・情報通信業・再生可能エネルギー関連産業などを中心とした企業立地を支援するとともに、地域DX人材の活用を促していく。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
立地企業累計数	-	4社

### (19)空き店舗データベース整備の検討【総合計画 1(2)⑥】

商店街の衰退による中心市街地の空洞化や、地域店舗の閉店が相次ぐ本市において、空き店舗を解消することは、まちなかの発展とにぎわいづくりに寄与し、地域の産業振興、ひいては本市の人口減少への歯止めにつながる。

そこで、市内全域の空き店舗のデータベース化を行い、空き店舗を活用したいと考えている方々に必要な情報を公開し、空き店舗の情報を公開したい持ち主と利用希望者のさ

<sup>33</sup> 地域経済分析システム RESAS <https://resas.go.jp/>

さまざまなニーズに対応できるよう、的確な情報提供ができる仕組みの構築を目指す。

また、本市では「起業するなら由利本荘市で」をキーワードとし、さまざまな市の起業・創業支援施策を展開しており、起業を希望する方向けの物件紹介に関連付けるなど、データベースの有効的活用の方法についても検討する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
空き店舗入居者累計数	-	4件

## (20)スマート農業の推進【総合計画 1(3)①】

本市の耕地面積は市のおよそ1割、約124 km<sup>2</sup><sup>34</sup>であり、そのうち水田が102 km<sup>2</sup>と、稲作が大宗を占めている。農業産出額で見ても、合計115.1億円のうち55.8%、66.7億円が米であり、米が地域農業の中心であるといえる。

米穀は、我が国の主要な食糧であり、重要な農産物としての地位を占めていることから、食糧法その他各種法令に基づき、需給及び価格の安定が図られるよう、需要に合わせた米の生産が求められている。こうした環境の中で、安定した農業を続けていくには、米を中心とした複合経営が必要となる。近年、アスパラガスやミニトマト、リンドウなどは高収益作物として注目されており、本市としても重点振興作物に位置付け、産地化やブランド化に向けた取り組みを進めている。しかし、これらの作物で規模拡大や新規参入を図るためには、機械・施設の導入に加え、労働力の確保、安定生産のための栽培技術や品質管理の習得など、多岐にわたる課題がある。

こうした課題に対し、スマート農業技術は、作業の省力化だけでなく、センシングによる生育状況の「見える化」により、経験による管理のばらつきを補完し、品質・収量の安定化を可能にする。また、営農管理システムによってデータが蓄積されれば、経験の浅い農業

<sup>34</sup> 農林水産省「わがマチ・わがムラ」web ページから。この項における数字は突起なければ全て同ページから引用。  
<https://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/05/210/index.html>

者でもデータに基づく栽培判断ができるようになり、面積拡大・新規参入をしやすい環境の構築が可能になる。

今後は、国や県の補助金等も活用しながら、スマート農業技術に対する導入支援を進め、地域全体で品質向上・安定供給体制を構築することで、市場からの本市農産物の評価を高め、ブランド化や主産地化を推進していく。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
年間販売額1億円を超える農畜産物数	7品目	10品目

#### (21)農業委員会 DX【総合計画 1(3)④】

農地の権利移動や、農地以外への転用に際しては、農地法の規定により、市町村に設置されている農業委員会の許可等が必要になる。農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、総会・部会等における審議を経て、合議体としての意思決定が行われる。また、農業委員会は「農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)」を委嘱し、推進委員は各担当区域における現場活動(農業者等との話し合い、農地パトロール等)を実施する。

本市では、農業委員 24 名、推進委員 23 名の計 47 名が任命・委嘱されており、毎月初めに農業委員会総会の開催通知を、同じく 10 日頃に議案書を郵送し、総会を開催している。農業委員と事務局との連絡は FAX や電話が中心であり、現地調査等においても紙による記録であるため、書類の作成等に多大な時間を要しているばかりか、記録精度や情報整理の点からも課題が多い。

そこで、タブレット端末を導入し、総会資料を電子化することにより、ペーパーレス総会の試行を検討することとしたい。また、委員の活動報告や現地調査についてもタブレット端末を活用し、同端末に現地確認アプリを導入することによって調査・管理精度の向上を図

りたい。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
総会・委員会資料の削減枚数	0枚	35,000枚
職員の現地確認時間削減率	0%	40%

## (22)林業現場におけるスマート林業の推進【総合計画1(3)⑥】

本市は県内トップ、全国的に見ても非常に広い面積を持つ自治体であるが、面積の約75%を森林が占めている。そのうち8割近くは民有林となっており、県平均(53%)と比べても民有林の占める割合が高い。さらに、民有林の所有者の半数は1ha未満の小規模所有者であり、森林が多数の所有者によって細分化されている様子がうかがえる。

このように所有権が細分化されている状態では、各所有者全員が必ずしも適切に森林を管理するとは限らないことから、間伐などの手入れが行われず、地表に光が十分に届かずに、下層植生が乏しくなって、災害に弱い森林になりかねない。また、1ha未満の森林では林業を経営するには小さく、路網の整備や高性能林業機械の導入は困難である。そこで、2018年に森林経営管理法が制定され、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する「森林経営管理制度」が開始された。また、市町村における森林整備財源として、森林環境税を財源とした「森林環境譲与税」が譲与されることとなった。

本市ではこれまで、この森林環境譲与税を原資として、森林の適正管理・運営の前提となる現況の把握(航空レーザー測量による推定材積量把握等)やシステム整備により森林情報のデジタル化を進めてきた(県事業負担金)。今後は、デジタル化された森林情報を利

用して、施業の効率化を進めるため、情報を活用できる人材の育成・確保を進めていく。具体的には、「子吉川流域林業活性化センター」を核としたつながりを活かし、川上から川下まで地域全体でスマート林業推進の合意形成を図っていくとともに、林業事業体におけるスマート林業の推進役となる「コア技能者」の育成を促していく。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
林業事業体におけるコア技能者の育成	0	3名

### (23)スマートツーリズムの推進【総合計画 2(1)②】

2024年度に実施した観光市場動向調査結果によると、東北地方における本市の認知度は83.5%と高いものの、関心度での離脱率<sup>35</sup>が58.8%と高くなっており、他の自治体と比べて相対的に魅力が伝わり切れていない傾向がある。また、首都圏を含む関東地方における本市の認知度は48.5%、関心度での離脱率が33%であり、本市の知名度が十分に浸透されていない状況であることが判明した。

そのため、東北地方では「本市を旅行先として想起させる」、首都圏(関東地方)では「本市の知名度を上げる」工夫を凝らしながら、首都圏等での観光PRを継続していく必要がある。近年、デジタルコンテンツによる観光プロモーションが加速度的に普及し競争が激化していることから、話題性や訴求力の高い観光PR動画等の制作、ARやVRなどのデジタル技術を活用した誘客拡大や消費促進につながるサービス提供の構築が求められており、その具体策として、2024年度に市の公認キャラクターとした「ゆりほん娘」を活用し、キャラクターを前面に出した観光PR動画やVR/ARコンテンツの制作を検討し、SNSや動画配信プラットフォームを通じた発信に取り組み、①首都圏・関東地方の20~40代の

<sup>35</sup> 人間は、認知(Attention)→関心(Interest)→欲求(Desire)→記憶(Memory)→行動(Action)、の順に行動するとされるモデル(AIDMAモデル)において、認知したが次の行動に進まなかった割合を示す。なお近年、欲求・記憶・行動に代わり検索(Search)→行動(Action)→共有(Share)に進むとされる、AISASモデル等も提唱されている。

旅行志向層、②東北地方のリピーター層、③デジタルコンテンツに親和性の高い若年層をターゲットとし、認知度向上と波及効果を狙う。これらの取り組みにより、観光DXを推進し、スマートツーリズムによる観光誘客の拡大につなげたい。



本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
年間観光入込客数	1,757千人	2,085千人

#### (24)地域プロモーション視点での地域産品情報の発信【総合計画 2(3)①】

本市のふるさと納税額は2024年度に4億845万5千円であり、本市の貴重な自主財源の一つとなっている。主要返礼品には米のほか、きめ細やかな肉質と深い旨味が特徴のブランド牛「秋田由利牛」、土づくりにこだわったアスパラガスなどの野菜がある。しかし近年、ふるさと納税や地域産品の販売において、モノ(商品)そのものの価値だけでは他地域との差別化が難しくなっている。特に、EC(Electronic Commerce:電子商取引)やメディアを通じた発信では、価格や量だけでなく、背景にある自然環境、製法や作り手の想い、地域の歴史や文化、実際に味わったときの食味や品質の高さといったストーリーが、選ばれる要素になってきている。こうした中、秋田県においても2025年7月に「マーケティング戦略室」を設置し、民間のマーケティング手法を行政に導入するなど、

地域のプロモーションに力を入れている。

本市においても、モノの魅力を超えて、地域全体の空気感・人・暮らしといった“目に見えない価値”まで含めて伝える視点を生み出し、地域に共感し継続的に関わってくれる人々、いわゆる関係人口の増加につなげるため、各種施策を通じた「地域プロモーション」を着実に実施していく。さらに、観光や移住・定住の施策とも有機的に結びつき、施策間の相乗効果を生み出すことで、市外からの購買や来訪、ふるさと納税などによる持続的な外貨獲得につなげ、地域経済の好循環を促す。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
関係人口拡大に係るイベント参加者満足度	0	80%

#### (25)スマートメーター導入の検討【総合計画 3(1)④】

本市では、2017年に実施した簡易水道事業統合に伴い、可住地のほぼ全域である約249 km<sup>2</sup>において上水道を供給している。また、主に本荘及び矢島地区を中心として公共下水道、岩城、由利、大内、西目地区を中心に特定環境保全公共下水道の整備が進められており、各種集落排水事業等をあわせると、88%以上の水洗化率となっている。さらに、市内鳥海山ろくに広がる由利原から産出される天然ガスを原料として、本荘地域の15,000戸以上を対象とした都市ガス供給事業も実施している。

これら上水道及び都市ガスの供給にあたっては、その使用量計測や料金賦課のため、各戸にメーターが設置されており、検針員が毎月、現地に赴き目視で確認を実施しているが、特に積雪地域においては冬期間降雪により検針できないため、使用水量を推定した請求となり、検針可能な時期になってから精算しているため、追加的業務が発生している。また、担い手不足に伴う検針員の確保も大きな課題となっている。そこで、使用量を電波に乗せて遠隔かつ自動的に取得することが可能となるスマートメーターの導入を検討する。

市民にとっては、使用量の見える化や漏水・ガス漏れなどの故障等の早期発見によるお客様サービスの向上に加え、検針員の敷地立ち入りが不要となることで、プライバシーへの配慮や成果以上の負担軽減が図られ、さらには高齢独居世帯の見守りにも活用できるというメリットが見込まれる。

一方、市にとっては、前述の担い手不足に伴う検針員の確保への対応や冬期間料金精算事務の削減のほか、使用状況の正確な把握による有収率の向上、災害対応力の強化、そして検針票のペーパーレス化による脱炭素の推進などが期待される。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
スマートメーター導入(導入率・導入台数/累計台数) ※メーターの検定満期を考慮し、2034年度100%を目標とする	0%	21.7% (4,994台/8,113台)
水道メーター設置個数 (2025.12.10時点)	37,299件	29,186件
水道料金・下水道使用料冬期精算書の送付件数	5,500件	3,300件

#### (26)光ファイバ網(YBネット)民間譲渡の検討【総合計画 3(1)⑤行革大綱 38】

本市では、合併前の旧市町時代から様々な情報通信インフラの整備を実施していた。例えば、旧矢島町が2002年に整備し、由利・鳥海地域へ拡大した総延長272,870mの加入者系光ファイバ設備「YBネット」については、民間通信事業者とIRU契約を締結し、一部の芯線については公設民営方式として上記事業者が提供するブロードバンドサービスに利用されている。また、旧大内町が整備し、合併後に市内全域に拡大したケーブルテレビ(CATV)「ゆりほんテレビ」は、自主放送番組や区域外再放送(テレビユー山形)を実施し

ている<sup>36</sup>。さらに、本庁舎と各総合支所、小中学校等各市施設をダブルループで結ぶ総延長 130km 余りの光ファイバ自営網(地域イントラネット)も 2005 年に整備している。

これら情報通信インフラ設備は、近年の厳しい自然環境等も影響し、保守費用(災害復旧等を含む)や道路拡幅等にかかる支障移転費用などが大きな負担となっている。このうち「YBネット」については、現在では公設民営ブロードバンドサービスとしての用途が多くを占めていることから、民間譲渡を視野に協議を進めており、将来的には、民間譲渡による維持管理費の低減を図りたい。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
民間譲渡進捗率	0	100%

#### (27)公共交通におけるデジタル技術の活用【総合計画 3(2)①】

本市は、2005 年の合併に伴い県内最大の面積となり、市街地が広い範囲に点在していることも相まって、市民生活にとって公共交通は非常に重要である。JR 羽越本線と第三セクター鉄道「由利高原鉄道鳥海山ろく線」を中心に、民間路線バス、コミュニティバス及びタクシーが各交通モードの輸送を担っているが、特に民間路線バスについては、運転士不足による路線廃止が相次いでおり、運行事業者からはさらに、旧本荘市街地エリアを循環運行する路線バス「市内線」(年間乗降客数約 22,000 人)とコミュニティバス「循環バス」(同 30,000 人)の廃止を打診されており、これらに代わる年間 50,000 人以上の移動手段の確保が迫られている。また、勾配の急な坂道の上の住宅街や、道路が狭隘な住宅街がある町内会からコミュニティバス運行の要望があっても対応困難であり、高齢者の移動手段の確保が問題となっている。

<sup>36</sup> 以前はインターネット接続サービス及び IP 音声告知放送も実施していたが、2023 年 1 月にサービスを廃止した。



そこで、循環型路線の代替交通確保に加え、定路線型では対応困難だった交通空白地域への移動手段を整備するため、効率的な配車が可能な区域型のAI オンデマンド交通の導入を進める。その際、市内の医療機関、商業・宿泊施設、金融機関、公共施設などと連携し、市民の様々なニーズに対応できる乗降場所を設定する。2025年度に冬期間の実証事業(2ヶ月間・2台体制)を実施し、2026年度は夏～秋期の実証事業(3ヶ月間・3台体制)とし、これらの実証事業の結果を踏まえ、2027年度からの本格運行を目指し、「市内線」及び「循環バス」の廃止に備える。



本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
デジタル予約システムによる予約率	-	73%

#### (28)除雪作業状況の見える化【総合計画 3(3)⑤】

本市は、東北日本海側に位置することもあり、国内でも有数の豪雪地帯である。市全域が豪雪地帯対策特別措置法に定める豪雪地帯(おおよそ、累年平均積雪積算値が5,000cm以上)に指定されており、旧矢島町、旧鳥海町、旧東由利町は特別豪雪地帯(おおよそ、累年平均積雪積算値が15,000cm以上)に指定されており、冬期間の降積雪は、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしている。

本市では、市道認定路線が3,699路線、距離にして2,115.8kmあるが、降雪時には除雪出動基準に応じて市道の除雪を行うこととしている。現在、市ではこの除雪車両の位置情報を、インターネットを通じてリアルタイムで情報公開できるシステムを導入している。

このシステムは、除雪車両の位置情報をリアルタイムで確認できるようになっており、市民へ安心感を与えることができる。また、除雪車両の軌跡から未除雪路線を発見できることから、より効果的な除雪作業を行うことで市民生活の安定が図られる。合わせて、除雪車両の稼働状況をデータ化し、自動的に集計できることから、除排雪業務の効率化を図ることができるとともに、稼働状況を適正に管理することが可能となるため、除雪委託料の抑制も期待できる。

今後は、より市民向けのサービスを向上させるため、より多くの市民の方に見てもらえるように周知の状況を検証し、効果的な周知方法の検討を進める。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
除雪車両稼働状況確認マップへのアクセス数	51,976	65,000

#### (29)災害関係情報受発信の迅速化【総合計画 3(4)②行革大綱 58】

近年、地球温暖化による気候変動等の影響により、大型台風や集中豪雨が頻発している。本市においても、2024年7月には観測史上最大を記録した豪雨により、犠牲者が出るなど、大きな被害が発生した。今後もこうした災害は発生すると考えられるところ、防災関連情報の市民への迅速な周知がますます重要になっている。

本市において2015年度より運用している「総合防災情報システム」は、近年、機器等の劣化により障害発生が増加しているほか、アナログ情報(气象台等からの電話・FAX等)とデジタル情報(河川水位情報等)、配信プラットフォーム(市防災メール、LINE等)が混在し、各システムが独立しているため、情報収集・発信に多大な時間と労力を要している。

そこで、現在、県を中心に整備が進められている「次期総合防災情報システム」を2027年度から本格運用し、各種情報を一元的に集約できるようにする。同システムは、自動的に要避難地域・世帯数等の抽出や、避難指示等の情報発信についても一度の操作で完了

できることから、市民への速やかな周知が可能になり、市民の迅速な避難行動につながる。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
消防防災メール登録者数	5,401人	5,650人

### (30)地籍調査におけるリモートセンシング技術の導入推進【総合計画 3(4)②】

地籍調査は、市町村が主体となり、土地 1 筆ごとに所有者・地番・地目を確認し、境界や面積を正確に測量する調査である。「地籍」は土地に関する「戸籍」に相当する情報であり、行政の各種業務で広く活用されている。

現在、登記所に備え付けられている多くの地図は、明治期の地租改正時に作成された図面を基礎としており、境界や面積が現状と一致しない例が少なくない。地籍調査の実施は、これらの地図や登記簿の記載を正確な情報へ更新することにつながり、固定資産税の算定など、市町村が行う行政事務の基礎資料として重要な役割を果たす。

地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図



本市の地籍調査は、2024 年度末時点で市全域の約 89%が完了している。一方で、近年は土地所有者等の高齢化や不在村化の進展、管理の低下による農地・山林の荒廃、境界情報の亡失などにより、従来の手法による調査が困難な地域が増加している。さらに、土地所有者にとっても、植生に覆われた場所や急峻で危険な場所での現地立会は大きな負担となっている。

こうした課題に対応するため、近年の測量技術の進展により、高精度な空中写真や航空

レーザ測量データ(以下「リモセンデータ」という)を活用した新手法が「航測法」として省令に位置づけられ、各地で導入が進んでいる。

本市においても、土地所有者等の負担軽減と現地測量作業の効率化を図るため、山村部を中心にリモセンデータを活用した航測法による地籍調査を推進する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
航測法を用いた地籍調査における土地所有者等の現地立会延べ日数	37日 ※従来の地上法による	5日

### (31)マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化【総合計画 3(4)⑤】

119番通報で駆けつけた救急隊員は、傷病者の氏名や生年月日等の基本的な情報のほか、かかりつけの病院やこれまで服用している薬などの様々な情報の聞き取りを行っており、これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車内での処置、病院到着後にすぐに治療を始めるための準備などに役立てられており、命を守るために欠かせない。しかし一方で、病気や怪我で苦しむ傷病者本人や、気が動転している家族から、これらの情報を正確に聴取することは、場合によっては困難なこともある。

そこで、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を活用し、オンライン資格確認等システムで傷病者の医療情報等を閲覧することにより、救急業務の円滑化を図る。なお、本事業は総務省消防庁の主導で全国全ての消防本部において一斉に実施する事業となることから、特別の数値目標を設定しないこととする。

### (32)自治体検診 DX【総合計画 4(1)②】

本市では、健康増進法に基づき、各種がん検診や歯周病疾患検診、骨粗鬆症検診を実施している。検診実施に当たっては、市から事前に受診券及び問診票を対象者へ送付し、検

診時に持参していただいている。市は検診機関からの請求に基づいて支払いを行っているが、2024 年実績で延べ 10,018 人<sup>37</sup>が受診しており、その事務も膨大である。

そこで、デジタル化された受診券・問診票を基に検診を実施することで、市における受診券・問診票の印刷・発送事務、検診機関における費用請求事務を軽減する。また、受診者の受診券紛失防止や問診票記入の手間削減、検診結果をいつでもスマートフォンで確認できることによる健康意識向上を目指す。さらに、厚生労働省が整備する匿名(仮名)情報データベースに情報を格納することによって、研究機関が活用することも可能になる。

厚生労働省では、「全国医療情報プラットフォーム」を活用した自治体検診 DX について、2025 年度から先行実証事業を開始しており、2029 年度の全国展開に向けた準備を進めている。本市としては、この全国展開に向けて厚生労働省からシステム改修に係る情報が示された後、検診機関側のシステム改修進捗も確認しながら、デジタル問診票の導入を検討する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025 年 3 月末)	目標値(2030 年 3 月末)
肺がん検診デジタル問診票 65 歳未満利用率	0	30%

### (33)小児予防接種のデジタル予診票を活用したデジタル化の推進【総合計画

#### 4(1)②】

予防接種法に基づく定期接種の実施主体は市町村である。この定期接種に係る手続きは紙媒体が中心であり、市民は予診票等を手書きして医療機関等に持参し、医療機関は予診票をチェックして接種し、市に対して費用を請求、市は各医療機関等からの費用請求を手作業で集計している。

<sup>37</sup> 2024 年度は歯周病検診を実施していないので、各種がん検診及び骨粗鬆症検診の延べ人数

前述の自治体検診と同じく、予防接種事務をデジタル化することにより、市民はオンラインで予診票記入ができ、複数枚の予診票を何度も書く必要がなくなる。また、医療機関や市における予診票チェックや費用請求・集計事務をシステム上で実施できるため、間違いの防止、費用請求事務の軽減が図られる。このため、厚生労働省が中心となり、「全国医療情報プラットフォーム」を活用した予防接種事務のデジタル化が進められている。

本市においてもデジタル化は重要であるという認識のもと、医療機関側を含む各種システムの改修も必要であることから、市民がデジタル予診票を利用し受診できるよう、所要の準備を進める。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
デジタル予診票対応医療機関数	0	4 機関

#### (34)ICT を用いた遠隔診療の推進・医療 MaaS 導入の検証【総合計画 4(1)③】

本市には、一般診療所が 39、病院が 6、歯科が 27、薬局が 42 施設ある<sup>38</sup>。人口 10 万人当たり施設数で比較すると、一般診療所及び歯科は全国平均を大きく下回っており、病院及び薬局については全国平均を上回っているが、多くは本荘地域に所在していることから、地域的な偏在が見られる。また、本市は県内で最も広い面積を有しており、山間部では積雪量が多い特性があることから、今後の高齢者の増加に伴い、特に山間部等において、通院困難な方への対応や在宅医療のニーズがさらに高まることが予想される。

そこで、限られた医療資源を有効に活用しながら、持続可能な医療提供体制を構築する取り組みの一環として、ICT を活用した遠隔診療(オンライン診療、医療 MaaS 等<sup>39</sup>)を推

<sup>38</sup> 日本医師会地域医療情報システム JMAP による。以下この項のデータについて同じ。

<sup>39</sup> 「オンライン診療」は情報通信機器を使用し、医師が患者と離れたところから診察、診断を行い、薬の処方など行う。「医療 MaaS(Mobility as a Service)」は検査機器を搭載した車両の中でオンライン診療を行う。

進し、身近な場所や自宅で診療を受けられる仕組みを構築することにより、通院が困難な方々の受診機会を確保するとともに、医療機関の偏在や医師不足などの課題の解決に努める。

遠隔診療の中でも、医療 MaaS は地域における医療提供体制確保のための効果的な取り組みであり、県内でも他自治体(秋田市、仙北市等)における導入事例が存在する。一方で、診療報酬のみでは採算がとれないことや、本市での運用には医療機関との連携が必須であることなどから、導入について関係機関も含めた検討を進める。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

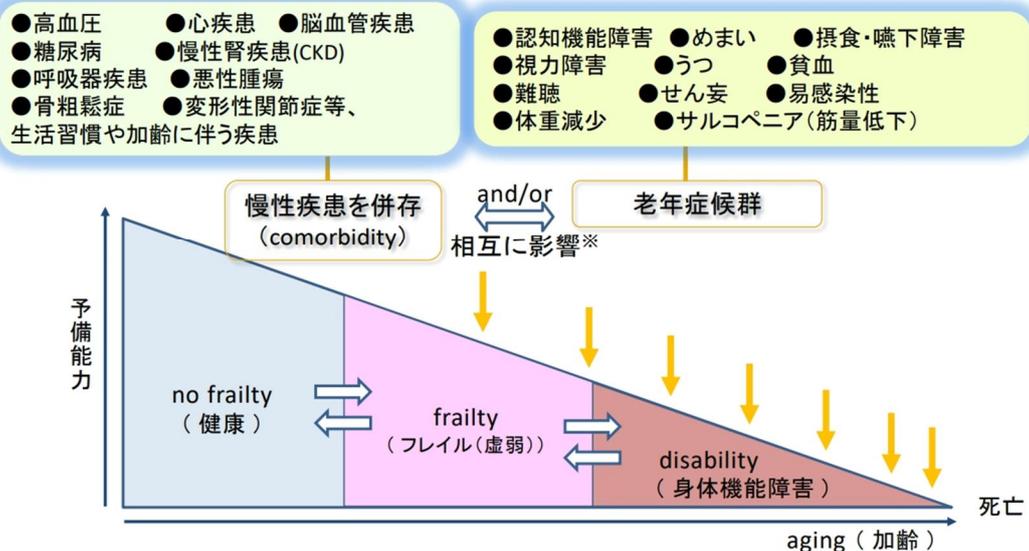
	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
医療 MaaS 等の対策を実施した地区数	0	2地区

### (35)フレイル予防のためのeスポーツ導入の検討【総合計画 4(2)②】

フレイルとは、加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表すとされる<sup>40</sup>。要介護状態に至る前段階として位置づけられており、身体的脆弱性のみならず精神的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態である。

<sup>40</sup> 日本老年医学会/国立長寿医療研究センター「フレイル診療ガイド 2018 年版」から

## 高齢者の健康状態の特性等について



フレイルは大きく「身体的フレイル」「精神・心理的フレイル」「社会的フレイル」の3つに分類され、これら3つのフレイルが連鎖していくことで、自立度の低下が急速に進むとされるが、一方で可逆性があり、予防に取り組むことで進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができるとされる。

フレイル予防には、栄養・身体活動・社会参加の3つの柱が重要であるとされるが、eスポーツは、操作による軽度な運動効果や、判断・反応などの認知機能の活用、参加者同士の交流の促進に有効であり、従来の健康づくり事業への参加にハードルを感じている高齢者にとっても参加しやすい取り組みであることから、フレイル予防への活用が期待されており、高齢者のスポーツと文化の祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)にも、2024年から正式種目に採用されるなど、注目を集めている。

そのため、本市では、他自治体や関係団体等における取組状況や効果検証の結果等を情報収集しながら整理を行い、地域ミニデイサービス等へのeスポーツ導入の可能性について検討する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
地域ミニデイサービス等におけるeスポーツの導入のべ回数	0	48回

(36)小・中学校におけるICT活用のさらなる推進【総合計画 5(1)①行革大綱 29】

社会のデジタル化が進展する中で、児童生徒の情報活用能力の育成が求められており、そのためには教員の ICT を活用する能力の向上が不可欠である。本市では、児童生徒に 1 人 1 台のタブレット端末を配付し、個別最適な学びや協働的な学びを推進している。また、ICT 支援員の派遣や教員対象の ICT 研修、希望者参加型のタイピング競技会等、小・中学校における ICT の活用を推進している。

これまでの取り組みを通じて、小・中学校における ICT の日常的な活用は定着しつつあり、今後は、派遣している ICT 支援員を講師として、児童生徒に向けたプログラミングや情報モラル等、情報教育に関する授業を実施し、児童生徒の ICT 機器の活用に対する自信のさらなる向上を図る。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
児童生徒のICT機器を活用する自信 (全国学力・学習状況調査)	82.2	85.5

(37)電子版母子健康手帳の普及による母子保健 DX の推進【総合計画 5(2)①】

母子手帳は、今から 70 年以上前の 1948 年に生まれた。妊娠期から乳幼児期までの健康に重要な情報を一つの手帳で管理するこのツールは、当時としては世界最先端を走るもので、食糧難だった当時の社会背景を反映し、全 20 ページのうち 6 ページが「配給欄」

にあてられていたという<sup>41</sup>。1965年、母子保健法が制定され、「母子手帳」から「母子健康手帳」に名称が変更されたが、今もなお、母子保健の重要なツールの一つであることに変わりはない。

母子保健法第16条には、市町村は、妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付することが定められており、その様式は内閣府令で定められている。現状、この母子健康手帳は紙の手帳の交付及び記載を前提として運用されているが、妊娠から出産、子育ての時期は母子と自治体、医療機関等の連絡や手続きが多く、また母親となる世代は比較的限定されていることもあり、電子母子手帳アプリやオンライン相談チャットなど、電子的な母子保健ツールの導入が進んでいる。2022年度のこども家庭庁の調べでは、全国の半数以上の自治体で何らかの電子母子保健ツールが導入されており、なお増加傾向にある<sup>42</sup>。

本市でも、「子育ての喜びあふれるまちづくり」に向けて、2023年度から母子健康手帳アプリ「ふぁみりあ」を導入し、乳幼児健診や予防接種時期のプッシュ通知やオンライン相談サービスなどを提供している。現在、こども家庭庁では電子版母子健康手帳に必要な機能等をまとめたガイドラインを検討しており、2025年度中には策定される見込みであるところ、本市としては、正式に策定・発出された後に、「ふぁみりあ」をアップデートすることにより、ガイドラインに適合した電子版母子健康手帳とするべく、取り組みを進めていく。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
電子版母子健康手帳登録件数の増加	0	540件

<sup>41</sup> <https://japan-who.or.jp/about-us/maternal-and-child-health-handbook/>

<sup>42</sup> [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ce28e632-7504-4f83-86e7-7e0706090e3f/ed8cee77/20231122\\_councils\\_shingikai\\_seiiku\\_iryuu\\_tWs1V94m.05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ce28e632-7504-4f83-86e7-7e0706090e3f/ed8cee77/20231122_councils_shingikai_seiiku_iryuu_tWs1V94m.05.pdf)

### (38)乳幼児健診のデジタル化【総合計画 5(2)①】

こども家庭庁とデジタル庁では、電子版母子健康手帳とあわせ、全国共通の情報連携基盤<sup>43</sup>を活用することで、スマートフォンでの健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等を実現し、住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す「母子保健DX」を推進している。

このうち乳幼児健診は、現在は紙媒体が中心であり、健診を受ける市民は健診アンケート表等を手書きし、書類を管理する必要がある。また、市においても健診アンケート表のチェックや集計を手作業で行っているため事務負担が高い。

そのため、マイナンバーカード利用によるデジタル庁が整備する PMH(Public Medical Hub)を活用した乳幼児健診事業のデジタル化を検討し、住民のアンケート提出作業を簡便にし、アラート機能等を活用して注意点が見える化することによって、質の高い健診が実施できるようにする。また、市においても事前準備や業務調整の効率化、健康管理システムと連携したデータ管理による事務の効率化を図る。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
4か月児健診デジタルアンケート表の利用率	0	50%

### (39)電子図書館システムの導入検討【総合計画 5(3)①】

図書館は、基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを任務とする組織である。全ての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。この理念

<sup>43</sup> Public Medical Hub の略称として PMH と呼ばれる

を実現するため、我が国では図書館法等により、図書館の設置及び運営に関する事項を定めており、このうち公立図書館については、公益社団法人日本図書館協会が、「公立図書館の任務と目標」<sup>44</sup>という形で、具体的な目標を公表している。

本市には、図書館法に基づく公共図書館を含む複数の図書施設が設置されているが、広大な本市のどこからでも平等なアクセスが可能とは言い難く、一部の地域からは長距離の移動を伴うこととなり、利用上の負担が大きい。このため、移動市役所を活用した移動図書館サービスなどにより、図書館が設置されていない地域における利用機会の確保に取り組んでいる。しかしながら、図書館の利用登録者数は 23,381 人<sup>45</sup>と人口の約 3 割に留まっており、全国市区立図書館平均の約 40%<sup>46</sup>に比べて低い数字に留まっている。

そこで、地理的・身体的・時間的条件に関わらない平等な図書館サービスの提供を目的として、電子図書館システムの導入を検討する。電子図書館システムは、「文字の拡大」「文章の読み上げ」「音声・動画の再生」など補助機能が充実しており、身体的条件に関わらず情報を得ることが可能であり、また、図書館開館時間に関わらず情報を得ることが可能であり、時間的条件にも左右されないため、平等な図書館サービスの提供に適したソリューションであると考えられる。同システム導入により、図書館利用登録者数の増加を図り、市内のどこからでも平等に、充実した環境で情報へのアクセスを提供する。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
図書館利用登録者の対人口比率	33%	38%

#### (40)文化財デジタルアーカイブの推進【総合計画 5(3)②】

文化財は、地域の歴史や文化を象徴する重要な学習資源である。本市では、由利本荘市

<sup>44</sup> [https://www.jla.or.jp/library\\_resources-and\\_guidelines/missions\\_and\\_goals/](https://www.jla.or.jp/library_resources-and_guidelines/missions_and_goals/)

<sup>45</sup> <https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1002094/1002102/1011303.html>

<sup>46</sup> (公社)日本図書館協会 日本の図書館統計 2024 より算出 [https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/07/2024pub\\_shukei.pdf](https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/07/2024pub_shukei.pdf)

文化財保護条例を制定し、文化財の保護及び活用に当たっている。その一環として、市民が文化財を学びに活かすことができるよう、市内文化財のデジタルアーカイブ化及び情報発信を行う。

具体的には、ウェブサイト上で市内にある建造物、史跡等や埋蔵文化財を紹介するとともに、現在着手している矢島郷土文化保存伝習施設の所蔵資料のデジタル化を進め、本荘郷土資料館等の資料についても順次デジタル化の検討を進める。これにより、文化財の保存と活用を両立させることで、市民がいつでもどこでも学びにアクセスできる環境を整える。

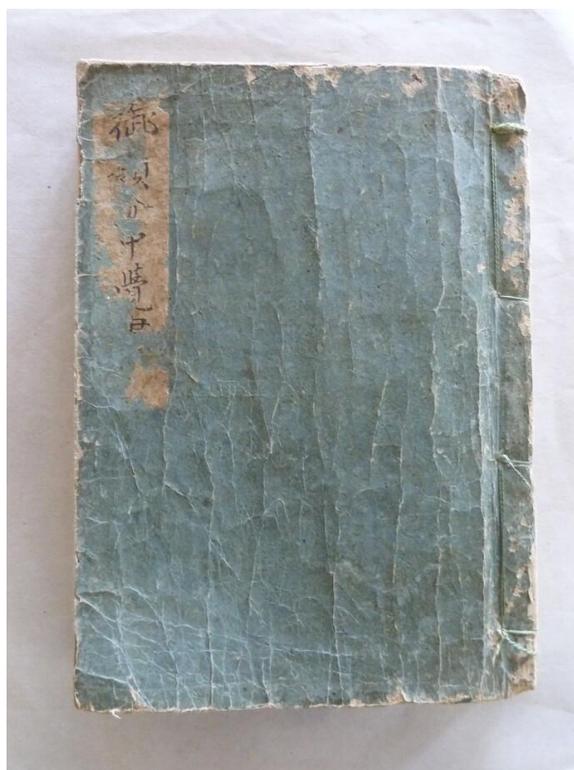


写真:由利本荘市指定文化財「御領分中覚書」

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
市公式ウェブサイトで公開した件数	42件	82件

#### (41)移住専用 LINE 登録者数の増加・情報発信の強化【総合計画 6(2)①】

移住推進にあたっては、まずは市を認知してもらうことが必須である。このため、国内で最も利用率の高い SNS と言われ、広範囲にリーチできるツールである LINE を活用し、本市の認知度を高める取り組みを実施している。市公式アカウントではなく、移住情報発信の専用アカウントにより、主に県外在住者に向けて、移住情報や、本市の自然、食、暮らし等の情報を広く発信することで、継続的な結びつき、さらに移住へのきっかけづくり及び将来的な移住につながることを期待される。

今後は、登録者数を増加させるため、現在実施しているミニカード等周知物の配布や、移住専用サイトや SNS による発信のほか、新たに広報紙等への記事掲載に付随して本専用アカウントの PR を実施する。これらの取り組みにより登録者数を増加させ、情報発信の強化につなげる。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
移住専用 LINE 登録者数	53人	200人

#### (42)デジタルデバインド解消

高齢化の進む本市において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するためには、デジタル技術の導入と並行して、高齢者をはじめ、誰もがデジタル機器やサービスを活用できるよう、デジタルデバインドの解消が求められる。

本市ではこれまで、「スマホ教室」に加え、秋田県立大学本荘キャンパスの学生による1対1のスマホ操作相談などを行う「スマホ相談会」を本荘地域で実施し、非常に好評である。スマートフォンの保有率は年々向上しているが、“使える”まで届いていない層の自立支援を促進し、デジタルデバインドの縮小を目指す。

近年は携帯キャリア店舗によるスマートフォン教室なども実施されており、今後は、民間

事業者が存在しない地域での教室や相談会に重点を移す。

スマートフォンの活用により、電子申請や施設予約、防災情報のデジタル提供(ハザードマップ)や LINE 登録による情報発信など、行政サービスへのアクセスの向上と情報取得力の強化を図る。

本項目の数値目標については、下記の通りとする。

	現状値(2025年3月末)	目標値(2030年3月末)
LINE 公式アカウント登録者数	7,873人	15,800人

以上